

竹原市決算特別委員会

平成28年9月21日開議

審査項目

○民生都市建設委員会関係集中審査

【市民生活部・福祉部関係の一般会計・特別会計】

(平成28年9月21日)

出席委員

氏 名	出 欠
大 川 弘 雄	出 席
堀 越 賢 二	出 席
今 田 佳 男	出 席
竹 橋 和 彦	出 席
山 元 経 穂	出 席
高 重 洋 介	出 席
川 本 円	出 席
井 上 美 津 子	出 席
道 法 知 江	出 席
宇 野 武 則	出 席
松 本 進	出 席
脇 本 茂 紀	出 席

傍聴者

氏 名
北 元 豊

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長	西 口 広 崇
議会事務局次長	住 田 昭 徳
議会事務局主事	前 本 憲 男

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二
福 祉 部 長	今 榮 敏 彦
市 民 課 長	森 重 美 紀
まちづくり推進課長	國 川 昭 治
人 権 推 進 室 長	向 井 直 毅
健 康 福 祉 課 長	塚 原 一 俊
社 会 福 祉 課 長	井 上 光 由

午前9時55分 開議

委員長（大川弘雄君） それでは、おはようございます。

ただいまの出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから第3回決算特別委員会を開催致します。

なお、宇野委員から欠席届が決算特別委員会委員長宛に出ております。身内の不幸のためという理由で、今日は欠席ということになります。よろしくお願い致します。

それでは、今日は市民生活部、福祉部関係の集中審査に入ります。レジュメに沿って始めたいと思いますので、よろしくお願い致します。

市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 皆様、おはようございます。

本日は、決算特別委員会が、連日開かれています中で、市民生活部の担当している部分につきまして、こうして委員会を開催して頂きましてありがとうございます。本日は市民生活部とこの後に福祉部、この2部の範囲をお願いすることとなりますが、どうぞよろしくお願い致します。

委員長（大川弘雄君） それでは、お願い致します。

それでは、始めます。

107ページを開いてください。

総務費、総務管理費のうちの一般管理費、その中で行政連絡に関する経費というのが107ページの真ん中辺にあります。そこはよろしいですか。

大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、次へ行きます。

コミュニティ振興費、120ページをお願いします。

120ページのコミュニティ振興費、121ページ、123ページの上段まで。コミュニティ振興費、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 終わります。

次が6番、その次です。その下の支所及び出張所費、6番のところ、123ページ。

協本委員。

委員（脇本茂紀君） 最近の予算決算書には、人件費が上がらなくなったのですよね。現

在、この決算で忠海支所、吉名出張所、荘野出張所の人件費に関する動き、どれぐらいあるかわかりますか。

委員長（大川弘雄君） 市民課長。

市民課長（森重美紀君） 人件費につきましては、総額ということですか。

委員（脇本茂紀君） それぞれがわかれば数字を言ってもらっていい。

市民課長（森重美紀君） それぞれ支所分が幾らでということですか。

委員（脇本茂紀君） そうです。正規の部分が幾ら臨時は幾ら。

市民課長（森重美紀君） 人数につきましてはわかるのですけれども、金額の方は総務課の方で計上しておりますので、ちょっとわかりません。

委員（脇本茂紀君） じゃあ、人数だけ。

市民課長（森重美紀君） 支所が正規職員2名、嘱託職員が1名、臨時職員が1名、出張所が、荘野出張所が正規職員1名、嘱託職員1名、吉名出張所が正規職員1名、臨時職員1名となっております。

委員長（大川弘雄君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） それで、臨時職員と嘱託職員の処遇の違いというか、それがどこにあるのか教えてください。

委員長（大川弘雄君） 市民課長。

市民課長（森重美紀君） 勤務時間等には違いはありません。報酬が、月額報酬で支払っているか賃金の方で支払っているかという違いがございます。

委員長（大川弘雄君） いいですか。

委員（脇本茂紀君） いいです。

委員長（大川弘雄君） 支所のところ、出張所ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、次のページの125ページの上段まで。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、6番の支所を終わります。

9番、諸費、126、127ページの下段です。諸費。

川本委員。

委員（川本 円君） 街路灯設置に要する経費についてお伺いします。

街路灯がLED化されて進まれていると思うのですが、今現在の整備率を含む実績を報告願いたいと思います。

委員長（大川弘雄君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 街路灯の整備率ということでございます。整備率につきましては、昨年度、自治会及び市所有の街路灯について調査を致しまして、その後、リースで器具の更新をしたというところがございますけれども、現段階でリースしているものにつきましては、全体での基数が1,742基、そのうち自治会分が1,546基ということでございます。

そのほかでございますけれども、昨年度、更新事業をしたところがございますけれども、設置者、いわゆる契約者が特定できなかったもの等が残り140本程度ございますので、こちらについては今年度、昨年度同様更新事業として140本分の更新をする予定としていくところがございます。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 川本委員。

委員（川本 円君） わかりました。効果については、皆さん、一般的に知っておられるように、明るさが明るくなったとかランニングコストが安くなったということだと思っておりますけれども、ここの127ページにありますLED整備調査委託料、金額にして800万円ですか、これは次年度からなくなるという認識でよろしいでしょうか。

委員長（大川弘雄君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） こちらにつきましては、昨年度、器具の更新をする際に、どのくらいの街路灯が対象になるのかということで一斉調査をしたものでございますので、27年度限りの事業ということになります。

委員長（大川弘雄君） よろしいですか。

委員（川本 円君） はい、いいです。

委員長（大川弘雄君） 街路灯。

高重委員。

委員（高重洋介君） 関連になるかとは思いますが、昨年度、所有者がわからずにできなかった部分があるということなのですが、それは今年度工事を行うということによろしいのか。また、それは国の補助が出るのか、市の予算でやるのか、工事業者はどういうふうになっているのか、教えて頂きたいと思います。

委員長（大川弘雄君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） まず、名義等が特定できなかった積み残し分なのですが、こちらにつきましては、もう国の補助対象にはなりませんので、市と自治会の方で応分の負担をして設置するという形になります。また、設置業者なのですけども、今回の更新事業につきましてもリース契約という形をとりたいと考えておりますので、リース業者によりまして、現在市内業者と調整をされているということで報告を受けているところでございます。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 高重委員。

委員（高重洋介君） これはたしか広島の方の会社が入札で落札したと思うのですが、議会の中で市内業者、電気工事組合に下請をお願いをするということで私たちは報告を受けたのですが、市が管轄するところではないとは思いますが、これ、実際に電気工事組合が工事をしたのかどうか、わかる範囲でよろしいのでお聞かせください。

委員長（大川弘雄君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 昨年度行いました更新事業につきましては、市内の支部加盟業者で工事はして頂いたところではございますけども、リース業者からの報告によりますと、業者は全て市内業者を活用されたようなのですが、契約の形態として、1社と代表の契約を結ばれたということで報告は受けているところでございます。

委員長（大川弘雄君） 高重委員。

委員（高重洋介君） わかりました。ということは、電気工事組合として受けたのではなく1つの市内の業者が受けて、またその組合の中で仕事を発注したという認識ということですね。今後また、追加じゃないですけど、このできなかった部分、今年度実施部分も同じような形態で行うということによろしいでしょうか。

委員長（大川弘雄君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 今年度実施分につきましては、昨年度は一応組合であるということなので、組合加入業者全てで工事を頂いたところですが、今年度は本数も少ないということから、リース業者の方で個別に業者の調整をされているということで伺っております。

委員長（大川弘雄君） 高重委員。

委員（高重洋介君） いろいろな問題は私の方も聞いているのですが、市内業者の方で電

気工事を行って頂いたと。今後もできるだけ市内の業者に仕事をして頂けるようによろしくお願い致します。

以上です。

委員長（大川弘雄君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 今、委員のありましたとおり、工事については市内業者という形で市の方からもお願いしていきますので、どうぞよろしくお願い致します。

委員長（大川弘雄君） お願いします。

街路灯，ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは，5番に移ります。

129ページ，防犯活動に要する経費。129ページの下の5番です。防犯活動に要する経費。131ページの一番上までです。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは，防犯活動に要する経費を終わります。

130ページを開いてください。交通安全対策費。

松本委員。

委員（松本 進君） 交通安全対策費ということで，毎回この話は出していると思うのですが，ここの予算措置は，指導員とかそういった予算措置しかされてないので，財政措置はこことは違うのだと思うのですが，1つは，例えば神田もち屋のところの交差点とか，道の駅のところの交差点とか，新町のタクシー会社の近くの交差点とか，信号機の設置とか，いろんな対策とか要望が出ているのだけれども，なかなかうまくいかないというのですか改善されないというのがあって，例えば新町の所も，この間もちょっと要望がありましたけれども，大分環境が変わっているというんですか，あそこの新町の安全タクシーの分はもう数年前からいろいろ要望したりして，道路のところに気をつけてくださいよとか，そういった注意書きなどの一定の改善はされたのだけれども，信号機の設置というのがあったりして，予算的なものもあるし，優先順位とかというのものもあるのは承知しているのですけれども，そこらのチェックといいますか，例えばいつごろまでにできるとか，さっき言った神田もち屋とか，2カ所だけを今具体的に挙げれば，そういったところの改善の見通しなりをお聞かせください。

委員長（大川弘雄君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 交通安全対策会議の関連の質問だと思いますけども、こちらの会議につきましては、確かに竹原市内区域における陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関して審議し、その施策を実施することということで会議の方を開催させて頂いているところでございますけども、信号機の設置等については交通安全協会の方が所管しておりますので、それぞれ市内の、例えば通学路、道路事情等について協議、審議はしているところですが、具体的に信号機設置等の見通し、その他についてはこちらの方では所管しておりませんので、また交通安全協会の方で担当されているということで御理解頂きたいと思います。

委員長（大川弘雄君） いいですか。じゃあ、その時にお願いしますね。

交通安全対策費、ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、閉じます。

次が135ページ、15番。住居表示整備費、一番上です。15番、住居表示整備費、ありますか。

脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 住居表示整備費は、住居表示基本図調整委託料のみが組みられているということなのですが、竹原の中心部と忠海をやって、その後、これからどのようにやっていこうとしているのかというのが1つと、今の具体的な36万2,880円の中身を教えてください。

委員長（大川弘雄君） 市民課長。

市民課長（森重美紀君） 今後の方向性なのですが、住居表示は国の方の定めで、人口密度等が関係してきますので、現在のところ基準に合ったような町はないと認識しております。

この予算の内容につきましては、表示板が傷んできておりますので、それを新しく毎年直しております。平成27年度については港町で実施致しました。

委員長（大川弘雄君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 例えば、中通地区とか、いわゆる竹原の周辺部で、ある意味で開発でいろんな格好で進んでいくということが、いわば住居表示をやるには時期尚早というふうなことなのか、それとも今言われた住居表示をする基準というのは、どんなものに対して

住居表示ができるのかというのが、ざっとわかれば教えてください。

委員長（大川弘雄君） 市民課長。

市民課長（森重美紀君） ちょっと今手持ちに資料がないのですがけれども、人口密度で基準を設定されておりますので、中通の地区がそういった人口密度を超えるような範囲になってきたら検討は必要だと考えております。

委員長（大川弘雄君） いいですか。

委員（脇本茂紀君） いいです。

委員長（大川弘雄君） 住居表示整備費、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、ここを閉じます。

次が138ページの1番、139ですね。戸籍住民基本台帳費、138ページ、9ページの下段です。戸籍住民基本台帳費、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） じゃあ、ここを終わります。

140、141ページ。基本台帳、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、戸籍住民基本台帳費を閉じます。

続きまして、3番、民生費、148ページをお願いします。

その中の社会福祉費、下段です。社会福祉費の中の1番、総務費、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 総務費の中の6番がありました。

6番の特別会計。151ページの右の下の方です。6番、特別会計、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） じゃあ、ここを終わります。

じゃあ、7番、高額療養費貸付に要する経費。

副委員長（堀越賢二君） ページ数、152、153ページなります。

ちょっと待ってください。今整理中です。

委員長（大川弘雄君） 道法委員。

委員（道法知江君） 7番の高額療養費貸付に要する経費なのですが、高額療養費、多分この1月から高額療養費の制度が見直しをされた年度だったと思いますけれども、そ

れによって限度額がどのように変わったのか、まず教えて頂きたいと思います。

委員長（大川弘雄君） 市民課長。

市民課長（森重美紀君） 1月から高額療養費については限度額が変更されておりますけれども、この貸付金というのは、一部負担金が高額になった場合に貸し付けるという制度でございまして、今、限度額適用認定証、または限度額適用標準負担額減額認定証を窓口で提示して頂きますと、お支払い頂く金額が自己負担限度額までとなっておりますので、制度的には高額の制度が変わっても一部負担金については、支払わなくても済むようになっております。

委員長（大川弘雄君） 道法委員。

委員（道法知江君） もうちょっと詳しく教えて頂きたいなと思うのですが、この時、70歳未満の方の低い所得の方も幅が広がったということだと思っておりますけれども、理解はそれでいいのか。また、その所得区分というのはどれぐらいに分かれたのかというのを、わかれば教えて頂きたいと思います。

委員長（大川弘雄君） いいですか。

市民課長。

市民課長（森重美紀君） 70歳未満の被保険者の所得区分については、5通りに分かれております。総所得金額等が901万円を超えている方、総所得金額等が年間所得600万円を超えて901万円以下の方、210万円を超えて600万円以下の方、210万円以下の方、住民税非課税世帯の方の5通りに分かれております。

委員長（大川弘雄君） 道法委員。

委員（道法知江君） 確認なんですけれども、中低所得者というのですか、そういった方々の限度額が引き下げられたというふうな理解でよろしいでしょうか。

委員長（大川弘雄君） 市民課長。

市民課長（森重美紀君） 210万円以下の方、住民税非課税世帯の方の限度額が引き下げられております。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） ちょっとお尋ねしたいのは、この件で資料要求をしております。9ページに資料要求しているのですが、利用件数のことなのですが、これは3年間ゼロになっていますよね。先ほどの道法さんの言われた説明の趣旨で、制度があるわけですから、利用がゼロというのはどうかと。私も数年前には、いろいろ制度の分で紹介という

のか、いろいろやったこともありますけれども、このゼロというのはどういう意味なのかという。制度の徹底をされたが、利用されていないのか。さっき言った説明の中で対象にならないのか、普通、今の限度額を超えた負担があれば返ってくるなりあるわけですから。例えば10万円で限度額が2万円だったら8万円返ってくるわけですから。普通は利用するはずなのですが、ちょっとゼロというのはどういうことかなと。説明してもらえますか。

委員長（大川弘雄君） 市民課長。

市民課長（森重美紀君） 24年度までは実績がございました。その時には、まず窓口で負担をして頂いて、後で高額療養費で返すという形をとっておりましたが、先ほども説明しましたように、限度額適用認定というのがございますので、その高額療養費を限度額までということになっておりますので、窓口で支払って頂く金額が少なくなりました。それで24年度から実績がないのですけれども、現在でもこの貸付の制度を残しておりますのは、例えば月末に急遽入院、手術が必要になった場合などに、限度額適用認定申請が間に合わない場合がございます。そういった時に対応するためにこの制度を現在でも残しております。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） 例えば、この制度を知る知らない人がおりますよね。それで入院します。例えば1カ月入院してから20万円かかりましたというので、その人は、限度額いろいろあるのしょうけども、20万円かかったとして5万円であと15万円はこの制度を利用するというので、それを事前に知っていたらそこで申請してその制度を初めからやれば、例えばあと5万円だけの負担をすれば済むということで利用がゼロということなのか、知らなかった場合は、一応制度を申請しなくてはいけないのかなというので、そこらが制度を知っている知らないで一応負担を20万円なら20万円をした。あと返ってくる制度の手続が要るのかなという、そういう人もいるんじゃないのかなと思って。ゼロがどうなのかなという意味で聞いたので、そこらちょっともう一回説明してもらえますか。

委員長（大川弘雄君） 市民課長。

市民課長（森重美紀君） この限度額認定申請という制度については、窓口負担が高額になるような場合は大体病院の方からも周知して頂いておりますので、今のところ申請がなくて負担できないというような御相談は余りございません。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） その制度は何年前。大分前は私らはそんなの受けたりしていたからね。その何年前……。

委員長（大川弘雄君） 24年。

委員（松本 進君） 24年か。それから変わったから、病院から事前に問い合わせがあるから自分だけの負担だけで済むということで、これは利用されてないということよね。ああ、なるほど。わかりました、わかりました。

委員長（大川弘雄君） それでは、ほか、高額療養貸付、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） では、そこを閉めます。

次は163ページをあげてください。

老人福祉費の中の9番、老人保健事業に要する経費、163の一番下です。9番ありますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） じゃあ、ここ閉めます。

次が164ページ、あげてください。

国民年金費、左上です。4番、国民年金費、165ページの上段から中段まではよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） ここを閉めます。

次がその下の下、6番、一番下です。人権推進費。165ページの下段です。人権推進費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 165、まだ次もありますよ。

じゃあ、次は167ページ。

副委員長（堀越賢二君） 5はいいですか。165。

委員長（大川弘雄君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） じゃあ、167。

山元委員。

委員（山元経穂君） 委員長，次の169ページとの関連でよろしいですか。人権推進費ということで。

委員長（大川弘雄君） 大丈夫ですよ。

委員（山元経穂君） それでは，質疑させていただきます。人権教育啓発活動に関する経費なのですが，平成26年度の決算においても，平成27年度の決算でもほぼ同額で，例えば19番の竹原市人権教育推進協議会補助金とか，竹原部落解放研究所補助金，部落解放団体補助金など，全部が使い切りということになっております。そこでまず第1に伺いたいのが，竹原市人権教育推進協議会補助金，竹原部落解放研究所補助金などは，一体何に使われてどういう効果があったのかというところをお答え願いたいと思います。

委員長（大川弘雄君） 人権推進室長。

人権推進室長（向井直毅君） それでは，補助金についての御質問でございます。

まず，人権教育推進協議会への補助金につきましては，こちらは市内の各地域にそれぞれ町の人権教育推進協議会というものがございまして，それぞれ各地域で様々な人権啓発活動をして頂いているところではあるのですが，そういったものを市の人権教育推進協議会が取りまとめて，それぞれの団体に対して補助を行っているというような状況で，主には，これは人権啓発推進本部との共催という部分でもあるのですが，それぞれ各地域でブロック別に講演会というものを開催をして頂いております。そういったものについての講師謝礼でありますとか，啓発用のチラシの作成費用とか，そういったものに活用頂いております。昨年度の実績と致しましては，各地域11会場で開催をして963名の参加を頂いているというような状況でございます。

部落解放研究所につきましては，それぞれ部落の完全解放を目指した各種活動ということで活動して頂いているところではあるのですが，こちらにつきましては，いろいろ精査をさせて頂いた中で，27年度までは補助金を交付させて頂いていたのですが，実績等も加味しまして，これは28年度の予算にはなるのですが，こちらは補助金の方は一応もう終了という形で，27年度末までの補助金の交付ということで整理をさせて頂いております。

以上でございます。

委員長（大川弘雄君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 済みません，ありがとうございます。28年度の予算まで記憶にあればよかったのですが，記憶になかったもので，ありがとうございます。

それで、松本委員さんからも資料要求がありまして、決算の資料で6ページなのですが、要求資料項目4、竹原市内の部落差別に起因する相談件数、過去3年間、人権推進室が出されたもので、25年度、ゼロ、26年度、ゼロ、27年度、1で、先ほど削った予算もあるということなのですが、ほぼ変わらないくらい、この部落解放、同和問題等にお金が出されているというのは、私、いつもいつも指摘させて頂いてもらっていますが、これはやはり問題じゃないかと思うのですが。逆に今問題になっている男女共同参画推進やDV等防止対策事業の方でお金を振り分けるとか、もっと人権推進室ということで、いつも言っていることですが、もっと人権推進室という統合された大枠で予算を柔軟かつ流動的に使えるようにした方がよいのではないかと思うのですが、その辺についてお伺いしたいと思います。

委員長（大川弘雄君） 人権推進室長。

人権推進室長（向井直毅君） 人権推進費、また人権センター費、それぞれ予算をつけさせて頂きまして執行しているのですが、以前の予算特別委員会でも御説明させて頂いたかと思うのですが、こういった予算につきましては、必ずしも同和問題、同和対策に特化して使っているものではございませんで、当然男女共同参画に関わる関係、また児童虐待でありますとか高齢者差別、また先ほどの今回の一般質問でもございましたようにLGBTの問題であるとか、そういった今日的な課題をいろいろ精査する中で、それぞれ時代に即した形での啓発というものに柔軟に対応させて、執行させて頂いているという現状でございますので、どうぞ御理解のほどよろしくお願い致します。

委員長（大川弘雄君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 今の答弁で、私の質疑の仕方が悪かったのかもしれないですが、別に誰も同和に特化した予算だと言っているわけじゃないのですよ。特に同和関係の予算がほぼ毎年同じように予算計上されて執行されている。でも、実際に松本委員さんの資料請求によると、ほとんど同和関係の部落差別問題の事件件数というのはほぼ皆無に等しいと言ってもらってもいいぐらいないものですよね。それなのになぜそこを、毎年変わらない額を執行しているのかというのが1点で、2点目は、だからほかのDV等防止対策事業や男女共同参画推進に要する経費も含めてもう少し大きな形、人権推進室という今の形ではなくもっと大きな枠の人権推進室の中で、予算を柔軟かつ執行できるような体制にしてはどうかというのが趣旨だったのですが、その辺について、もう一度御答弁お願いしたいと思います。

委員長（大川弘雄君） 人権推進室長。

人権推進室長（向井直毅君） 確かにおっしゃられますとおり、同和問題に起因した相談というのは平成27年度に1件ということではあるのですが、じゃあ、全てそういった同和問題、部落差別に関わった案件がなくなっているかといいますと、そうとも言い切れない部分がございます、例えば、今回相談案件にもありました1件というものが、今回インターネット上で同和地区に起因する人名一覧というものがアップされております。これは、全国の同和地区、当然広島県竹原市も含まれた中で同和地区がどういった地域が同和地区であって、そこに起因する人名とはこういう方々がいらっしゃるのですよというようなものも、今回インターネット上に広く拡散されたというような事例もあって、当然部落解放、同和問題の完全解決には至っていないというのが当方との見解でございます。そういった意味も込めまして、必要なものに対してはそういった同和問題に対する予算についても引き続き計上させて頂いているとともに、全てそういったものに執行するというわけではなく、ちょっと繰り返しにはなるのですが、いろんな人権課題に対しての今日的な課題を加味する中で、様々な人権問題に対応すべく、そういった啓発活動への予算執行というようなことで御理解を頂ければというふうに考えております。

委員長（大川弘雄君） 山元委員。

委員（山元経穂君） だから、完全解決に至っていないというのもよくわかりますし、私はこの予算、同和問題、部落解放の問題に関して予算をなくせと言っているわけでもないのですよ。ただ、基本的に事案として上がっていることが1件しかないのに、それなのに毎年同じように予算措置をしているというのは、これはどうなのかという問題点を指摘しているだけであります。だから、先ほどから私の方も繰り返しになりますが、男女共同参画推進に要する経費やDV等防止対策事業に要する経費を含めて、もっと大きな意味での人権推進対策を行ってはどうかということを探っているのですが、その辺についてもう一回お願い致します。

委員長（大川弘雄君） 人権推進室長。

人権推進室長（向井直毅君） 失礼致します。確かにそういった部分で、人権推進費の中で男女共同参画、またDV事業に要する経費というふうに別建てで予算を立ててはおりますけれども、当然、そういった人権推進費、要は男女共同参画、DV事業に要する経費以外の人権推進費の予算の中でも当然そういった関連する、男女共同参画に関わるもの、DVに関わるものについては柔軟にそちらから流用、流用という言い方が適切かどうかわか

らないのですけれども、そういった人権全般に関わっての予算執行ということで、全体としての整理をさせて頂いているところでございます。

委員長（大川弘雄君） 山元委員。

委員（山元経穂君） 室長、ありがとうございます。それだったら先ほどから私が主張していることと全く同じであって、だったら別に同和問題と名を打たずに、広い意味の人権推進室の中で予算執行していったらどうかということ为先ほど聞いて、今そういう答弁で、流用してほかの事件問題に対しても使っているというのだったら、私の言うように広い意味での人権推進対策室の中で予算を執行していったらどうかという話にはなるのですが。これ、ずっと同じことを繰り返してもしょうがないので、例えば男女共同参画の時で二、三年前ですか、フジテレビの笠井アナウンサーが来た時は、市民館、かなりの数の方が来られて、非常に話もおもしろかったと。こういうことで、各地区でそれぞれ人権啓発活動をやっていくことも大事ではあると思いますが、こういうところで有名な人を呼べば必ずしもいいというわけではないのですが、そういう人が来るということになったら、言い方ちょっと悪いですが客寄せパンダというか、必ず引きつけられて来られる人もいるのですよ。そしたら、そういうところで引きつけられてきた人は、ああ、人権ってこういうものか、男女共同参画はこういうものかとか、例えばDVでも、それこそ部落解放の話でもいいですけども、そういうものを学ぶ経過となるのではないか。だから、そういう意味で予算を柔軟かつ弾力的に執行できるようにしてはどうかということなのですが、できれば部長の答弁をお聞きしたいと思います。

委員長（大川弘雄君） 粹的な問題でしょ。

市民生活部長。

市民生活部長（宮地憲二君） 委員御指摘のとおり、この予算といいますか、この費目であらわした場合に、効果、実績、そういったものを考えた場合には、ほかのトータルで人権の推進啓発に努めるような予算の組み方をすべきという御指摘だろうと思います。まず、この同和対策の関連予算につきましては、もともと特別対策として一定の予算をつけて実施してきたものでございますが、現在は他の人権問題とあわせて一般施策の中で対応していくということで、現在のこの予算の体系はできております。そうした中で、同和関連に起因する差別の事象がないということにつきましては、一般対策として、いわゆる経常経費的な形でこの啓発をやっている効果が持続できている状況が今の最低限といいますか、効果を持続させるために使っている予算というふうに認識しております。

ただ、そうした中で、現在では、委員御指摘のとおり、男女共同参画、男女の間のDVとか、子どもへの虐待ですとか、今回の一般質問で頂きましたようにLGBT、こういった新たな人権問題が起きている、起きているという事実もございます。そうした中で、それらの解消、啓発に努めるための予算を捻出、獲得しながら、トータルとしてこの同和問題も含めまして、人権の啓発、差別のない社会というものを目指して、予算組みをしていきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

委員長（大川弘雄君）　じゃあ、トータルでお願いしますね。

167。

松本委員。

委員（松本 進君）　私も人権推進の関連なのですが、先ほど資料要求の分でもう出されました。確認を含めて聞きたいのは、この資料要求の平成27年の1件というのが、パソコンの書き込みとか、今ちょっと説明があったと思うのです。これは明確に竹原市民が書き込んで、竹原市民の中にそういう人権侵害をやったような人がいるというのは、これは特定された上での1件という数値になっているのかどうかという確認と、それに関連しますけれども、名簿そのものですけど、書き込まれて、被差別部落というのですか、そういう名簿だったということがありますけれども、特別法の際は確かに地区指定をして、その生活環境なり、いろいろ住環境なり、個人施策もありましたけれども、要するに地区指定をしてここは被差別部落ですよというのが竹原市内でも指定がありました。しかし、今、特別法がなくなったからにはそれがもう廃止されているはずなのです。廃止されている、あとはそこに住んでおられたという、昔は個人給付の関係があったから一定の把握は要るのでしたのでしょうか、しかし特別法がなくて、ここは被差別部落ですよという地区指定がもうなくなっている。なくなっているということ自体、判断するのは誰が判断したのですか。竹原市が特別にそういった被差別部落の人の名簿を持っていて、それに載っているからこれは人権侵害になっているよというような判断されているのかどうか、2点だけ聞かせてください。

委員長（大川弘雄君）　人権推進室長。

人権推進室長（向井直毅君）　まず、1点目の書き込みの特定といいますか、こういったものはインターネット上の書き込みの特性という形で、どなたが書かれてどなたを対象としているのかというのは正直把握はできません。いろいろそういった部分で、法務局等との連携のもとで削除要請というものも随時させて頂いているところではあるのですが

も、これはインターネットの掲示板の管理者の判断で、それが人権侵害に当たるというようなことで判断ができれば削除は頂けるのですけれども、いまだにそういった形での削除には至ってないというのが現状でございます。

あと、被差別部落の地域の特定制というものは、これは当然行政の方からそれを特定しているわけではなく、その書き込みをされた方、個人がそれぞれ独自に調査をされて、こういう地域が以前被差別部落としてあったよと。そこに由来する人物はこういう名字の人がそういう対象であるよというようなものを書き込んでおられるというような実態です。主には、以前の部落地名総鑑等でありましたように、そういったものが施策の一環として使われるのではなく、多くは、例えば結婚に関する身元調査であるとか、そういったものを使用されるケースが非常に多いというような過去の事例もありますので、こういった書き込みがなされること自体で間違った認識を市民の方にされるのが非常に問題があるというようなことで相談を受けて、こちらも対応をさせて頂いているというような現状でございます。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） 1つは明確になったのは、書き込みの問題、この1件の平成27年の部落差別に起因する差別相談、差別事件といいますか、これは明確なのは竹原市民が書き込んだという特定はできないということだけははっきりしますよね。これが1つと。

もう一つは、先ほど私が特別法の中で経過も言いました。昔は被差別部落の人権侵害でこれは大変だ特別措置法で早く格差をなくしていこう、取り組んでいこうということでやってきました。そして、その時は地区指定もあったわけです。しかし今、法律がなくなったらそういう地区指定はなくなっているわけですから。極端に言ったら昔あったような残りかすというのか、人権侵害は対策をとらないといけないのだけど、そういう判断基準がもうなくなっているということで、今聞いたら、個人が言ってきたということですよ。個人は誰ですか。団体が言うのですか、先ほどあったけども。解放同盟の団体の人が言ってきて、被差別部落の、そういう被差別部落、昔はそういうのがあったと、だからここに書き込まれていると。誰かが言ってきたから市の方がそれを認定したということなのか。

委員長（大川弘雄君） 認定はしない。

委員（松本 進君） いやいや、ここの中に相談件数で1件上げているじゃないですか。認めたとということなのか。

委員長（大川弘雄君） 人権推進室長。

人権推進室長（向井直毅君） 済みません、認定というか認めたというような認識ではなくて、そういった相談が1件あったということで、1件上げさせて頂いているというところでございます。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） 相談件数じゃなくて、竹原市内での部落問題に起因する差別事象というのは1件でもありましたか。

委員長（大川弘雄君） 人権推進室長。

人権推進室長（向井直毅君） 事件化するほどのそういった事象というのは当然発生はしていないのですけれども、この1件というのは当然そういった書き込み自体が竹原市民も広く御覧になることができるということで、これは放置することによってそういった間違った認識が広がっていくのは、これは非常に問題があるということで、何らかの対応をとる必要があるというふうな判断を今しているところです。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） 要するに、私が何を言いたいかといったら、市としては、被差別部落の地区指定もない、そこに昔住んでいたという名簿もない。だから、市としては、差別事件か、部落差別に起因するという意味でね。それかどうかは判断できないじゃないですか。ただ、個人の人が昔こういうことが書かれていたよと、これは部落差別に起因する事件じゃないのかどうかということで相談を、持ってきた人は被差別部落の差別事件だと思ったかもしれないけど、竹原市としてはやっぱり認定してから、それはもしそういうような事件があれば対策をとって徹底的に問題解決しなくちゃいけないわけなんですよ、本来は。だから、そのことを私は言っているわけです。だから、相談が確かにあった、その件数を上げている。しかし、私はあったとしても、竹原市として判断が要りますよね。その判断は何に基づいてやったのか。私が言っているのは、地区指定もないし、そういった名簿もないわけでしょ。あるならあると言ってほしいのだけど。ないわけですから判断しようがない。ただ、そこに相談があったとしても、しかしそれが部落差別かどうかをきちっと明確に判断して、もしそういうことがあれば、きちっとそれに基づく対応をしないと解決しませんよ。認定もできないのに誰から相談があった、その分をここへ1件書いてあるだけですよということだけでは、本当に積極的な対応はできないんじゃないですか。

そこをちょっと聞かせてください。

委員長（大川弘雄君） 人権推進室長。

人権推進室長（向井直毅君） これは、案件というのがインターネット上の書き込みという特性で、当然我々としての対応というのはその書き込みの削除をお願いするというような対応にはなっていないかと思えます。実際に、これはもう少し詳しく御説明申し上げますと、最終的には新たにこの人名一覧というものを発展させて、いわゆる一つの冊子として販売をしようというような動きにも、実はなりました。これはもう全国的に販売をすると、大手の通信販売業者を通じてこういった一覧表が販売されそうだというようなことで、これは当然部落解放同盟——全国規模のです——の役員の方を中心に裁判まで、要は発行の差止の訴訟まで発展を致しまして、最終的には差止の判決が出てはおったのですけれども、一部それが先行して販売されたものがインターネットのヤフーオークション等で販売をされているというような実態もある中で、市としてできることといえば、そういったものの、既にもう地区指定もしていない、またそういったものに対してあたかもそれが被差別部落であるというような書き込みが間違っただけという印象を与えてはいけないというようなことでの啓発であるとか、繰り返しになりますがそういったインターネット上の書き込みの削除の要請をしていくとか、そういった対応が必要になるのではないかというふうには今考えているところではございます。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） これで質問はやめますけれども、指摘事項としては、そういう削除とか、そういうのは当然やってもいいのですよ。だから、そういったことと、先ほどから決算の予算措置の関わりがあるわけですから、後の人権センターとかいろいろ事業が出てきますけど、ここにも団体の補助金がありますけれども、そことの関わりで今我々は議論しているわけだから。だから、今言ったのは、竹原市民の中にそういった差別が起こっているという明確な分ではない。だから、それは削除要請は当然しなくてはいけないでしょうけれど、だからそういったものをこの予算措置の部分では、私は明確な説明ができてないということだけは指摘しておきたい。

委員長（大川弘雄君） ほか、167ページまでいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、169ページの人権教育啓発活動に要する経費の中の19番の2つは除きます。169ページ、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） じゃあ、169ページを終わります。

次は、隣保館費、170ページを開いてください。170の下段、隣保館費。じゃあ、171ページいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 173ページ。

川本委員。

委員（川本 円君） 173ページの隣保館事業に要する経費の中の、細かい数字をちょっと言わせてください。修繕料48万3,000円、予算の方では26万8,000円の予算を組まれておって、20万円ぐらい、今回ちょっと多目に使われたということなのですが、その実績の方をお伺いしたいと思います。

委員長（大川弘雄君） 人権推進室長。

人権推進室長（向井直毅君） こちらの48万3,000円の修繕料というのが、主にはコピー機のパフォーマンスチャージ料になります。当初予算計上していたものよりもちょっと余分にそういったコピーの使用が多くかかったというようなことで……。

委員長（大川弘雄君） 修繕料。

人権推進室長（向井直毅君） ええ。パフォーマンスチャージが、いわゆるコピーを使った分だけそういった、カウンター料といいますか、そういったものが発生をします。

委員長（大川弘雄君） それが修繕料なんですか。

人権推進室長（向井直毅君） はい。修繕料ということで、これは隣保館費に限らずそういったコピーに関してはかかっているのですけれども。そういったものに使用したものが主なものになります。

委員長（大川弘雄君） で、増えたのは。

委員（川本 円君） コピーがより増えたということ。

人権推進室長（向井直毅君） そうですね。主にはそういった、ちょっと特殊要因、印刷物の急遽印刷というか、コピーを大量に作成する必要があったというようなことで、通常よりも多少そういった部分で……。

委員長（大川弘雄君） 何をコピーしたか言ってくれないとわかりません。

人権推進室長（向井直毅君） 多くは、それぞれ隣保館については隣保館だよりとか、各種情報紙を毎月作成を致しまして地域の方にお配りしてるのですけれども、そういったも

のに、通常は輪転機等を使うケースも多いのですけれども、急ぎの場合はコピー機を使ったりというようなケースもあつたりしまして、そういった部分で予算をちょっと上回った形での修繕料が発生していると。これは当然適正な使用には努めたいというふうには考えているのですけれども、27年度についてはそういったものが余分にかかってしまったと。

委員長（大川弘雄君） 川本委員。

委員（川本 円君） 中身はわかりました。一応私も吉名、住んでいるのですけれども、公民館だよりも当然毎月もらっております。吉名の人口も急激に増えたということはないですし、特に多く隣保館から催し物の御案内をもらった記憶はないのですけれども、深くは追及はしませんけれども、別にコピー機じゃなくても、今言った輪転機であるとか、ひどくお金がかかるのであれば業者に依頼するとかということをしてやらないと、20万円以上のオーバーというのはちょっと理解しがたい数字なので、そこら辺、どういうふうを考えているか、ちょっと教えてください。

委員長（大川弘雄君） 人権推進室長。

人権推進室長（向井直毅君） 確かに委員おっしゃるとおり、適正利用という部分では、輪転機の使用であるとか、もう少し安価な利用の方法があつたやに思えます。そういった部分も含めまして、今後もそういった費用が増大しないような形での予算執行というものに努めてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく……。

委員長（大川弘雄君） ちょっと、今のところの、経費のとか出ているのでしょ。領収書等も含めて出ているのじゃないですか。

人権推進室長（向井直毅君） 領収書。

委員長（大川弘雄君） 経費でしょ、ある意味。何に使ったかはわかるのでしょ。

人権推進室長（向井直毅君） 大量のコピーをしてしまったというようなことが主な原因ではなかろうかというように……。

委員長（大川弘雄君） それがわからない。してしまったというのが必要だったわけですよ。

人権推進室長（向井直毅君） ええ。例えば、ちょっと細かい話になってしまうのですけれども、通常は隣保館だよりとかそういったたよりというものは、輪転機を当然使用させては頂いているのですけれども、吉名隣保館には輪転機がないので、本庁に来てそれを使用するというような中で、急遽修正等が必要になった場合は急ぎで吉名隣保館にあるコピー

一機を使用するというようなケースも去年でもあったように認識をしております。そういった部分で、輪転機を使用する部分とコピー機を使用する場合だと当然1枚当たりの単価というのが大幅に変わってきますので、それは適正かどうかと言われれば非常に、ちょっと不適切な使用状況と言わざるを得ないかもわからないのですけれども、そういった…

委員長（大川弘雄君） 刷ったものか訂正したものを見せてもらわないと、それまずいのじゃないの。

人権推進室長（向井直毅君） 今、その元のものが、訂正したものというのは既にもう廃棄してしまっているのです、毎月使っている隣保館だよりというものはあるのですけれども、もとの……。

委員長（大川弘雄君） それを修正したのですか。修正用に使ったのですか。

人権推進室長（向井直毅君） いわゆる誤字脱字といいますか、その内容に修正を加えなければいけないというような事情もあって、それも急遽コピー機で対応をすると、多少そういうコピーのチャージ料がかさんでしまうと。

委員長（大川弘雄君） それはわかる。それに使ったというのは誰がわかるのですか。

人権推進室長（向井直毅君） それはもうこちらで、当然予算の執行は吉名隣保館の方でしておりますので。

委員長（大川弘雄君） 誰が許可したのですか。

人権推進室長（向井直毅君） 許可。

委員長（大川弘雄君） 室長が見ているのですか。それさえわかれば。要は違うものに使ってないのですよということがわかればいい。

人権推進室長（向井直毅君） それは当然、支出命令書請求書がそれぞれ毎月、そういったコピーのチャージ料というのは上がってまいりますので、そこは判断できるものと思っております。

委員長（大川弘雄君） だから、それは室長が判を押しているわけですね。

人権推進室長（向井直毅君） もちろん。

委員長（大川弘雄君） わかりました。

川本委員。

委員（川本 円君） わかりました。話から聞くと余り適切でないような。以後、当然あってはならないです。今回、隣保館事業に要する経費の中で聞いたのですが、コピーに

関しては全てこの修繕料の中に含まれるということによろしいのですか。

人権推進室長（向井直毅君） いや、隣保館に限らずほかのところでもそうです。

委員長（大川弘雄君） 川本委員。

委員（川本 円君） ありがとうございます。

それと、その下の施設管理に要する経費も含めてあわせてお聞きしたいのですが、隣保館そのもの、建物がかなり建てられてから長く経過していると思います。あそこら辺に住んでおられる方の地域の防災拠点、避難場所にも指定されていると思うのですが、一番下のシロアリ駆除されたということになっておりますよね。古いからそうやってきたのではあるとは思いますが、まずはその耐震化を含めて、今後この修繕費じゃなくてそういった補強であるとか、施設を維持するための経費ということが今後増えるのかどうか、このあたりちょっとお聞きしておきます。

委員長（大川弘雄君） 人権推進室長。

人権推進室長（向井直毅君） 確かにおっしゃられるとおり、かなり施設も老朽化をしている中で、当然今後におきましても様々な部分で修繕というのは必要になってこようかと考えております。

ただ、そうはいいまして優先順位をつけながら、より緊急性の高いものから修繕の方はしていく必要があるかというふうには考えておきまして、当然そういった部分で耐震化につきましても、これは隣保館だけではなく、市の施設の耐震計画に基づいた中で、隣保館の耐震化についても計画の中に組み入れて頂いておりますので、当然施設施設の優先順位はあろうかと思うので、その中で判断する中で修繕を行っていきたいというふうには思っております。

委員長（大川弘雄君） 川本委員。

委員（川本 円君） ありがとうございます。優先順位があるということなので、できるだけ早い段階で、やっぱり住民の方の生命にも関わることですから、施設という。ですから、例えば、さっき言った補強とか耐震とかというのは、この項目の中で言うと、修繕料に入ってくるわけですか。

委員長（大川弘雄君） 人権推進室長。

人権推進室長（向井直毅君） 大規模な修繕ということになると、もしかしたら工事請負費という形での予算計上になる場合もあるやに認識を致しております。これはケース・バイ・ケースだろうとは思いますが、軽微なものであれば修繕、もしや大規模であ

れば工事請負というような形で整理をしていくものというふうに認識致しております。

委員長（大川弘雄君） いいですか。

川本委員。

委員（川本 円君） 最後。

ですから、今回の修繕料については、この48万3,000円、今言ったコピー、全部コピーですか。

委員長（大川弘雄君） 人権推進室長。

人権推進室長（向井直毅君） 全てというわけではないのですが、主なものとして大部分がコピー代という、コピーのパフォーマンスのチャージ料というふうに御理解頂ければと思います。

委員長（大川弘雄君） 川本委員。

委員（川本 円君） 何回も念を押しますけど、適切な予算の使い方を心がけてください。これはちょっとびっくりしましたので。よろしくお願いします。答弁、結構です。

委員長（大川弘雄君） ほか、173ページ。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、隣保館を終わります。

次、人権センター費、10番、174、175ページ。人権センター。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 177ページ上段、人権センター費、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） そこ閉じます。

次、12番、後期高齢者医療費、176、177、中段です。後期高齢医療、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 閉じます。

それでは、児童福祉費に入ります。

181ページ、あけてください。

児童福祉費の総務費の中の3番、上から5段目ぐらいですか。乳幼児医療給付に要する経費、この部分はよろしいですか。

委員（道法知江君） 全部。

委員長（大川弘雄君） いや、この中の3番だけ。

委員（道法知江君） 乳児医療だけ。

委員長（大川弘雄君） いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） じゃあ、乳幼児、閉じます。

それでは、4番の衛生費に入ります。

192, 衛生費の中の, 197ページの公衆衛生, 4番です。衛生費の中の4番の, 197の上から3行目, 公衆衛生推進に要する経費, 4番ですよ。4番, よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 終わります。

それでは、大きい4番, 環境衛生費, 200ページをお願いします。

200, 201ページ, 環境衛生費, 201ページの環境衛生費, いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） じゃあ, 203ページの上段, 環境衛生費。今, 201終わりましたけど, いいですか。201ページ終わって, 203ページの上段, 環境衛生費。そこいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） じゃあ, 環境衛生費を閉じます。

火葬場費, 行きます。

202ページの火葬場費。5番ですよ。2段目かな。203ページ, 火葬いいですか。

副委員長（堀越賢二君） 目の5番, 火葬場費です。

委員長（大川弘雄君） 203ページ。

竹橋委員。

委員（竹橋和彦君） これ, ばあっと見て, 清掃費がないんですよ。これ, 業務委託の中に清掃費が含まれているのか, その辺を。この前使って大変臭かったのので, においが。その辺やって頂ければ。

委員長（大川弘雄君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 決算書, 203ページ, 火葬業務に要する経費に関する質問でございます。施設の清掃につきましては, こちらにあります業務委託料の業務

の一つとして、施設清掃は業務の一つでございますので、この委託料の中で対応頂いてい
るところでございます。

委員長（大川弘雄君） 含むですね。

竹橋委員。

委員（竹橋和彦君） それでは、仕様の中に入っているということで、お願いですからト
イレの掃除をもっとやって頂けたらと、要望しておきます。

委員長（大川弘雄君） どういう実態になっているのですか。

まちづくり推進課長。

定期的に行っているのですか。

まちづくり推進課長（國川昭治君） トイレの清掃につきましては、現在週に1回という
形で対応させて頂いているところがございますけども、市民の皆さんが利用して頂く施設
ということもございますので、においがしないよう、担当課においても指導してまいりた
いと思っております。よろしく申し上げます。

委員長（大川弘雄君） いいですか。

じゃあ、5番、ほか。

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 閉じます。

次、204ページの7番、原爆被爆者対策費。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 7番閉じます。

8番、204ページのその下。毒ガス障害者対策費。

道法委員。

委員（道法知江君） 毒ガス障害者対策費なのですが、健康手帳と医療手帳をお持ち
の方の人数、そして今後はいろいろ連絡協議会の存続というのが大変難しい、高齢化して
いるなというのを感じるのですが、その点についてお伺いしたいと思います。

委員長（大川弘雄君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） まず、健康管理手帳及び医療手帳所持者というこ
とでございますけども、こちらは平成28年3月末現在の状況でございますが、本市におき

ましては、まず健康管理手帳所持者が426名、また医療手帳所持者が297名ということでございます。また、年齢でございますけども、こちらの皆さん、平均として今88歳から89歳という状況でございます。

委員長（大川弘雄君） いいですか。

委員（道法知江君） もう一個あります。

委員長（大川弘雄君） もう一個行く。

道法委員。

委員（道法知江君） 済みません。毒ガス障害者の方たちの、原爆もそうなのですが、連絡協議会ではないと思うのですが、会としてありますよね。そういう方々の会の存続が大変危機だというふうな情報があったと思うのですが、そのことについて、今決算で何うのがどうかと思いますけど、教えて頂ければと。

委員長（大川弘雄君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 毒ガス障害者連絡協議会の質問でございます。

こちらにつきましては、現在、協議会に加入頂いている障害者団体は全部で8団体ございますけども、そのうち市内団体が4団体という状況でございます。この8団体全てが、先ほど平均年齢を申しましたとおり、非常に高齢化が進んでおまして、団体の運営が非常に厳しいという大きな課題が出ております。そうした中で、新聞等でも報道があるかと思えますけど、現在各団体のあり方をどうしていこうかというのを、各団体の代表者が集まって頂いた場と事務局であります竹原市の方で、どういう形で今後やっていこうかという話を現在させて頂いているところでございます。現在、話をしているところでございますので、結論ということではないのですが、方向性としては各団体8団体の事務を共有化できる部分については一本化し、各団体はそれぞれ設立の経緯等がございますし、現在も会員さんがそれぞれおりますので、各団体の形は残しながら事務を共有化していこうということで現在話し合いをしている状況でございます。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 道法委員。

委員（道法知江君） この対象の方たちだけではなくいろいろところで側面から支えたいという方も、若い方でもおられると思いますので、是非団体の事務の共有化とあわせて、新しくどういう体制に持っていくかということをお皆さんでしっかり審議して頂ければなというふうに思っております。よろしくお願い致します。

委員長（大川弘雄君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 現在、定期的に団体の代表の方にお集まり頂きまして、今後どういう形で運営していくかという議論をさせて頂いております。確かにその中でも、各障害者の方のみで運営できないという意見もございますので、認定を頂いてない方に御協力頂く必要もあるかとは思っておりますけれども、皆さんとしっかり協議しながら、今後のあり方を検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

委員長（大川弘雄君） それでは、毒ガス障害者対策費、205ページ終わります。

207ページの毒ガスの部分、上段、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、毒ガス障害者対策費を終わります。

9番、206ページを開いてください。その下、公害対策費。

井上委員。

委員（井上美津子君） 公害対策に要する経費の中に、当初の予算では大気観測データ入力委託料というのが入っていたのですが、これの80万円というものが決算では出ていないということは、未執行ということでよろしいのでしょうか。何か原因があるのでは。教えて頂ければ。

委員長（大川弘雄君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） こちらのデータ入力なのですが、議場の裏に大気監視システムの全体集計するコンピューターが設置してあるのですが、こちらのデータを広島県に送信する、全部こういうデータですと送る仕組みなのですが、機械そのものが古く、もう手での入力の必要があったということから、この委託料を計上させて頂いたところなのですが、職員の方でいろいろ、プログラムではないのですが、システムを構築しまして、データ変換が職員で対応できる形になりましたので、外部委託は廃止し、現在職員で対応しているという状況でございます。

以上です。

委員長（大川弘雄君） ほか、公害対策費、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、公害対策を終わります。

次は210ページ、清掃費。210ページの清掃費の2番、塵芥処理費。211ページの真ん中辺です。

副委員長（堀越賢二君） 清掃総務費もそのままありますよ、これも。210, 211も。

委員長（大川弘雄君） ごめんなさい。210, 211ページ。

まず1番, 清掃総務費, 211ページいいですか。

今田委員。

委員（今田佳男君） 資源物回収実施団体報償というのがあると思うのですが、これ、180万円, 大体どういったところで幾らぐらいとか, 内訳がわかれば。

委員長（大川弘雄君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 資源物報償についての質問でございます。こちらについては、決算額と致しましては総額で180万円程度という形になっておりますけども、その内訳でございますが、まず各子ども会, あるいはPTA等の方で資源回収を行っておりますので、こちらが全体で14団体ございます。これの合計が約120万円ということになっております。そのほか、資源回収については、これは各団体がキログラム当たり4円という形なのですが、それを回収頂きます業者の方にはキロ当たり2円ということでお支払いしておりますので、業者については4業者, 60万円を交付し、計180万円程度という形になっております。

以上です。

委員長（大川弘雄君） それでは、211ページよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、清掃総務費を終わります。

2番, 212, 213ページ, 塵芥処理費, 2番の塵芥処理, 上です。213ページの上段, ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 終わります。

7番の商工費に入ります。243ページをお願いします。

観光費の中の4番の観光交流振興に関する経費のうちの19番, 大久野島。243ページの中段ですね。

副委員長（堀越賢二君） 観光費の一番最後ぐらいになりますので。

委員長（大川弘雄君） 観光費の最後ですね。消費対策費の上。大久野島活性化協議会補助金, よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 243なしね。終わります。

それでは、特別会計に入ります。

341ページ、お願いします。

341ページの国民健康保険特別会計。ページで行った方がいいですか。一括で行かせてもらっていいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、国民健康保険特別会計、一括で質疑を受けます。

松本委員。

委員（松本 進君） 滞納に関わってですけれども、10番とか13番とか資料要求もしております。そこでお尋ねしたいことは、滞納者の、例えば資料10ページの国保税の……。

議会事務局主事（前本憲男君） 税は入りませんよ。税はもうやったのですから。

委員（松本 進君） ああ、そうですか。

委員長（大川弘雄君） ごめんなさい。税に関わるのは除く。

委員（松本 進君） わかりました。じゃあ、税に関わるんじゃないじゃなくて別の部分で聞きますけども……。

委員長（大川弘雄君） お願いします。

委員（松本 進君） こういった資料があって、これだけ滞納されているということで、聞きたいのはペナルティーの問題で、毎回聞いているのですけども、ここの13ページの資料にありますけれども、ペナルティーがそれぞれかけられています。ここの資格証明書とか短期保険証とか、それぞれ発行されているのですけど、私がこれまで言ってきたのは、悪質滞納者という言い方かどうかははっきりわかりませんが、通常、悪質滞納者、認定されて、何回もいろいろ、市の督促に応じないということに対してこの資格証明書を発行するというようなことが今までやられてきたと思うのです。それで、一番心配なのは、いろんな事情があって滞納されているし、前回の分ではこの滞納された方の6割近くは生活保護以下の水準じゃないかとか、滞納者の86%は貧困層だということも前の税のところで話をしました。ですから、市が取組の分で、単なる滞納者の状況をばさっとくくって悪質だということの認定もちょっとおかしいと思うし、それに伴ってこの資格証明書を発行するという事は、全額支払わなくてはいけないから、実質保険証がないという

言い方に等しいことで、直接的には何らかのストレス、医者にかかりにくいなどいろいろなストレスを含めて、医療権の侵害につながるという面では、こういった措置を明確にすべきじゃないと思うし、短期証にしても、そういった措置が本当に適切なのかなという面では、今まで私もいろいろ反対の意見を申し上げてきました。ということで、ここの分の確認というのは、例えば9件、資格証明書を平成27年度で出しておられるけれども、実際説明をしてというのか、その状況を見てこういう発行に至ったというその経過を説明をしてもらえますか。

委員長（大川弘雄君） その経過だけお願いします。

市民課長。

市民課長（森重美紀君） 資格証明書の交付に至るまでには、納税相談や個別の事情をお聞かせ頂く機会等を設けまして、また短期の被保険者証の交付により、3カ月に1度とか6カ月に1度、納税相談を受けておりまして、相当の経緯を踏んで行っているものでございます。もちろん、医療の方の状況もお伺い致しまして、必要な医療を受けられないことのないように、十分配慮して交付を行っているものでございます。

委員長（大川弘雄君） いいですか。

委員（松本 進君） もうちょっと聞きますけど。

委員長（大川弘雄君） 資格証だけね。

委員（松本 進君） 資格証の分で言えば、私がさっき言ったいろいろ心配の分言いました。ですから、少なくとも9件に限って言えば、健康だという、使っていない、治療を受けてないというのは当然いるし、途中だつて言うたら受けられないわけですから。10%払わないといけないというたら、お金がないから滞納しているということもあって悪循環になるわけですが、少なくとも9件に限っては治療を受けた経過が全くない分とか、今後、そういう治療を受けたいなという相談があった場合はどうなのですか。滞納との関係を見てどうなのでしょう、そこら辺。

委員長（大川弘雄君） 相談があった時の取り次ぎ。

委員（松本 進君） 受診に関わるね。

委員長（大川弘雄君） 市民課長。

市民課長（森重美紀君） 医療を受けたいというような御相談を受けました時には、短期証明証の交付を行っております。

委員長（大川弘雄君） いいですか。終わります。

ほか、国民健康保険特別会計、ありますか。国保一括。

道法委員。

委員（道法知江君） 特定健診のことでお伺いしたのですが、ページ数363。保健事業特定健診なのですが、これ、内臓脂肪、メタボリック症候群の検査だと思いますが、2008年よりこれが導入されて、いわゆる糖尿病とか高血圧とか、そういった生活習慣病予防の発症を、重症化しないようにということだと思えるのですが、その目的に対して、受診者の推移です。2008年度から行われているけども、受診者の推移としてどのように変化があったのか、27年度はどういう状況なのかをお聞きしたいと思います。

委員長（大川弘雄君） 市民課長。

市民課長（森重美紀君） 特定健診の受診者の推移でございます。平成22年度が1,261人、平成23年度が1,278人、平成24年度が1,344人、平成25年度が1,622人、平成26年度が1,628人、平成27年度が1,766人、わずかずつではあります、少しずつ増えていっております。

受診率につきましても、平成27年度、32.8%と、開始した当初から比べると12.6%ぐらい向上しております。

委員長（大川弘雄君） 道法委員。

委員（道法知江君） これ、記憶なのですが、500円のワンコインの時と、この時は無料だったのですかね、自己負担。自己負担無料だった、平成27年度は。

市民課長（森重美紀君） 27年は無料です。

委員（道法知江君） その500円の時と、27年度になると1,760人、すごく増えていると、120人増えているというのは、ワンコインの時に比べて無料になったから増えているというふうな単純な理解でよろしいのでしょうか。

委員長（大川弘雄君） そういう見解は。

市民課長。

市民課長（森重美紀君） 平成24年度から平成25年度にかけてなのですが、受診率が23.2%から28.4%に向上しております。これが、集団検診が無料になった年でございまして、やはり無料になった効果は出ていると考えております。

委員長（大川弘雄君） いいですか。

ほか、国保ありますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、国保閉じます。

2番の貸付資金特別会計，369ページあけてください。ここも一括で行かせてください。

貸付資金特別会計，質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、閉じます。

それでは、3番の後期高齢者医療特別会計，431ページ。後期高齢ありますか。

委員（松本 進君） 1点だけ。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） ここも資料要求して、13ページでペナルティーの件ですけれども、短期保険証が19人とあります。率直にちょっとここで聞きたいのは、19人、短期保険証を発行したりして、いろいろ取組、指導したりして、19人は全部保険料は回収できるものですか。

委員長（大川弘雄君） 市民課長。

市民課長（森重美紀君） 短期被保険者証を交付したからすぐ払って頂けるという状況にはございませんけれども、それ以外の取組も行っておりまして、徐々に回収の方、努めております。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） 私の認識が間違っていれば指摘してもらいたいのですが、後期医療の場合、普通は特別徴収で年金で天引きされるわけですから、滞納というのは起こりませんよね。ですから、起こり得るといえるのは、普通徴収で、月額年金で言えば1万5,000円以下の人、年間18万円以下の方が普通徴収の対象になっていますよね。ですから、その関係の分で、さっき私、短期保険証発行して全て罰則でというのか、発行してそういう滞納が回収できたかというふうにお尋ねしたら、そこは全て回収できるわけではないということを言われたと思うのですが、中身を見ると、普通徴収の人は月額1万5,000円以下の人です、年金で言えば、年間18万円以下の人。こういった人が滞納した。滞納がいいという意味ではありませんけれども、実際、後期医療というのは本人加入で、本人が払うという面から見れば、相当やっぱり、制度上はそうなっているのだけでも

無理があるんじゃないかなという思いがするのです。ですから、年金で言えば月1万5,000円の人が保険料を払う、払えないからこうなっているという現実があって、そうしたらもう家族の人が払ってくれということしかないと思うのですが、そこらの認識はどうでしょうか。

委員長（大川弘雄君） 市民課長。

市民課長（森重美紀君） 医療保険制度は保険制度でございますので、低所得者の方にも保険料の方を負担して頂く制度となっておりますが、近年、低所得者への保険料の軽減制度は拡充しておりまして、9割軽減、8.5割軽減などを行っております。負担して頂けるような額での対応となっていると考えております。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） ちょっと言うておくと、9割の軽減も今はあるのだけでも、来年か再来年ごろ廃止の検討がされておりますから、そこまで聞くつもりはなかったのですが。普通、軽減したとしても、9割軽減が今はありますけど、来年か再来年は廃止されるという、今審議会で答申されていますけれども、それはちょっと置いといて。常識的に考えて、私が確認したいのは、年金が月額1万5,000以下の人、家族と一緒に暮らしているということもあるのでしょうか、実際に払えなかったら家族の誰かが払わないとしようがないでしょ。これはやっぱりそうだというふうに認めざるを得ないのじゃないですか。制度上は本人の保険料は本人が払うというのが建前ですけど、さっき言った年金が1万5,000円の人ではもう払いようがないのじゃないかと言いたいわけです。誰か家族の人があったら、家族の人が一緒に住んでいるから、家族の人が払ってくださいよということしかないと思うのですが、それしかないというような認識でいいのかどうか。

委員長（大川弘雄君） 答弁できますか。

副委員長（堀越賢二君） ちょっと難しい、それは。

委員長（大川弘雄君） 今軽減策で対応しているんでしょ。

副委員長（堀越賢二君） という返答だったですね、さっき。

委員長（大川弘雄君） そういうことで。

委員（松本 進君） 軽減策でも……。

委員長（大川弘雄君） まだそれでも足りないという考え方がそうですか。

委員（松本 進君） やっていてもこういう滞納があるわけ。

委員長（大川弘雄君） 軽減してでも滞納があることに対しての……。

委員（松本 進君） 軽減者の、普通だったら360円の保険料しかありませんよ。

委員長（大川弘雄君） その認識は……。

委員（松本 進君） 9割軽減されたらね。300円とか400円ぐらいだと思いますけど、月にしたら400円ぐらいの保険料ですよ。その人が払えないわけ。

委員長（大川弘雄君） その人が払えないのですか。

委員（松本 進君） 真相はそうでしょう。違えばちょっと。

委員長（大川弘雄君） 市民課長。

市民課長（森重美紀君） 実際の保険料負担がどなたがされているかというところまでは把握はしていませんけれども、保険の制度と致しまして、皆さんの保険料で医療保険の方、組み立てられておりますので、低所得者の方にも負担を頂く制度となっております。

委員長（大川弘雄君） いいですね。

委員（松本 進君） いいというわけじゃないんですけども。

委員長（大川弘雄君） 今日はこれで終わります。

それでは、後期高齢者医療特別会計を閉じます。

いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（國川昭治君） 済みません。委員会の冒頭、交通安全対策費の質問を頂いたところなんですけども、その中で信号機の順位づけ等の質問の中で、私の答弁が所管が交通安全協会ということで誤った答弁をしておまして、所管は公安委員会ということですので、済みません、訂正の方、よろしくお願い致します。

委員長（大川弘雄君） 松本さん、いいですか。

委員（松本 進君） いいです。

委員長（大川弘雄君） 聞いたのは松本さんですから、いいですね。

それでは、午前の部はここで、休憩に入ります。

午前11時34分 休憩

午後 0時55分 再開

委員長（大川弘雄君） それでは、続けたいと思います。

休憩を閉じて会議を開きます。

午後の部は福祉部関係なんですけども、その前に午前の部の訂正がありましたのでお願

い致します。

人権推進室長。

人権推進室長（向井直毅君） 失礼致します。午前中の答弁において、一部ちょっと思い違いによりまして誤った答弁がございましたので、改めましてお時間を頂きまして、訂正をさせて頂ければと思います。

川本委員から御質問がありました隣保館費の修繕料48万3,000円につきまして、パフォーマンスチャージ、コピー機の使用料の増加も確かにあったのは事実なのですが、それ以上に、急遽隣保館施設の中で調理室の水漏れによる配管の修繕工事を実施しておりまして、急遽それを実施する必要があったということで、約20万円ほど追加で予算流用により対応させて頂いたことによって予算が48万3,000円になったということで、訂正しお詫びさせて頂きます。よろしくお願い致します。

委員長（大川弘雄君） 川本委員、よろしいですか。

じゃあ、ありがとうございました。

委員（川本 円君） それについて文句は言えないでしょう。

委員長（大川弘雄君） それでは、午後の部、福祉部関係に入ります。

福祉部長。

福祉部長（今榮敏彦君） 皆さん、引き続き御苦労さまでございます。午後からは福祉部の関係予算について、決算事項審査をお願いするものでございます。順次、レジュメに従いまして質問に対する御答弁をさせて頂きたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

委員長（大川弘雄君） お願いします。

それでは、129ページ、開いてください。

下の方の4番、国県支出金精算に伴う返還金に要する経費139円、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 終わります。

次の民生費、151ページを開いてください。

民生費の中の社会福祉費、社会福祉総務費の中の6番、特別会計歳入補填に要する経費のうちの国保会計操出金が151ページの下の方にあります。

副委員長（堀越賢二君） 6を除くですから。頭からずっと行けばいいです。この148,149,そのまま行ってください。ここの。

委員長（大川弘雄君） 148ページ、社会福祉総務費のうちの以下の6, 7を除くです。

副委員長（堀越賢二君） このページはそのまま。

委員長（大川弘雄君） じゃあ、148, 149ページの下段です。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） そうしたら151ページの下を除くが入っていますから。

協本委員。

委員（脇本茂紀君） 社会福祉法人等指導監査専門員報酬38万円が組まれています。この社会福祉法人等指導監査専門員というのはどのような方がなられて、この報酬はどういうことに対する報酬なのか、それをお伺いします。

委員長（大川弘雄君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（井上光由君） 社会福祉法人専門員の報酬についてなのですが、こちらの方、県からの権限移譲によりまして、社会福祉法人の指導監査がございます。その指導監査の内容につきまして、会計の関係が社会福祉法人の会計の監査がございます。やっぱりそういった会計の中身になりますと、どうしても専門的なものがあるということがございますので、そういった会計関係に明るい方がその専門員という形でついておられます。

この方の報酬につきましては、県の方をお願いをして推薦を頂いて、その方を専門員として任用すると。それに対しての報酬というふうな形になっております。

委員長（大川弘雄君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） これは、県から市に権限移譲をされたことに伴って出てきた費用ですよね。本来県がやっていた監査を竹原市が監査するようになった。その際、基本的には竹原市の職員において監査するのでしょうか、この人の果たす役割は、その竹原市の監査に対する指導、助言とか、あるいは本人自らが行って監査に当たるのか、そこらあたりのことを教えて。

委員長（大川弘雄君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（井上光由君） 社会福祉法人の会計ということでございますので、事前に資料等を徴収する中でその中身を見るといふふうなことで、監査の当日に、一緒に行くかどうかはちょっと確認をさせてください。後ほどそれは、回答させてください。

委員（脇本茂紀君） じゃあ、後ほどお願いします。

委員長（大川弘雄君） 後ほどいいですか。

ほか、151ページ、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 153ページ。

道法委員。

委員（道法知江君） 8番、臨時福祉給付金なのですが、これは金額的に、たしか6,000円だったのじゃないかと思うのですが、その対象者の数とその金額と、そして対象者は既に全員が給付されることになっているのかどうか、給付率がわかれば教えて頂きたいと思います。

委員長（大川弘雄君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（井上光由君） これは、平成27年度におきまして住民税が課税されてない方が対象になっております。ただし、住民税において課税者の扶養になっている場合と、あと生活保護の受給者にある場合などは除かれるというふうなことでございます。

対象者についてなのですが、支給決定が5,476人、支給額は、委員言われたとおり6,000円というふうな形になっております。

不支給の方、これが申請を受け付けしましたのが5,528名ですので、52人が不支給決定というふうな形になっております。通知を出ささせて頂いておりますが、対象者かどうかというのは、先ほど言いましたように、住民税において課税者の扶養になっているかどうかということが把握できないというふうなことがございますが、住民税、27年度課税されてない方、当然その中には扶養になっておられる方もおられるということではございますが、それは確認できませんので、その方も含めて6,169人の方に通知はさせて頂いております。ですので、支給率については88.7%というふうな形になっております。

以上です。

委員（道法知江君） ありがとうございます。

委員長（大川弘雄君） いいですか。

ほか、153の中段までであります。

道法委員。

委員（道法知江君） 9番目の生活困窮者自立支援事業なのですが、これは事業ということなのですが、これは社協に委託なのか。生活保護に行く前のセーフティーネットと

いう考え方でいいのかどうか、その辺を、私の認識が間違っていれば教えて頂きたいと思
います。

それと、実績と効果もあわせてお伺いしたいと思います。

委員長（大川弘雄君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（井上光由君） 生活困窮者についてなのですが、本市でこのたび行ってお
りますのが自立相談支援事業と住居確保給付金就労訓練事業、これはいわゆる中間的就労
を行う事業というふうなこと、それと家庭相談支援事業というふうなことを行っておりま
す。このうちの自立相談支援事業につきましては、委員言われたとおりに社会福祉協議会
の方に委託をしているということでございます。

対象と申しますか、27年度の相談件数ということでございますが、相談件数、年間で
113件、相談を受けたということでございます。実績と致しましてはそのような実績に
なっております。

以上です。

委員（道法知江君） ありがとうございます。

委員長（大川弘雄君） 153の中段までよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、次の障害者福祉費、その下です。153の下の部分に
ついての質疑を行います。そこはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） そしたら155ページ。障害者福祉の続き、155ページ、あり
ますか。

道法委員。

委員（道法知江君） 障害者福祉の155ページ、地域生活支援事業に要する経費の中
の、主に発達障害のことでお伺いしたいと思うのですが、今現在、通常の学級に在籍
する発達障害の可能性のある特別な教育支援を必要とする児童生徒というのが、文部科学
省の調査によると、これは平成24年度の調査ですけれども、何と6.5%の推定値があ
るということになっております。それを含めての質問なのですが、この発達障害児の
支援ということではあるのですが、この対象数、そして整備事業ということでありま
すので、どういった整備事業の中身なのか。私が思っている中身とそちらの答弁の中身とが食
い違うかどうかをまず確認したいと思いますので、ここで聞きさせて頂きたいと思いま

す。第1点目です。

委員長（大川弘雄君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） 発達障害児者支援体制事業でございますけれども、まずこれは委託をしております、まいらいふさんの方に事業を委託して、保育所等の巡廻であるとか、そういったものを通じて職員の皆さんであるとか御両親の方々、そういった方々と話をすることによりまして、早期発見、早期対応に努めてまいるといった状況でございます。

内容と致しましては、助言であるとか支援、指導、そういったものになるかと思いません。

また、件数については、大変申しわけありません。対象者数としては把握致しておりません。申しわけございません。

委員長（大川弘雄君） 後で聞く。

道法委員。

委員（道法知江君） 支援体制ですので、相談とか対象者の人数がわからないというのはどうなのかなと思いますので、もしわかれば後で教えて頂きたいと思います。

それで、決算ですので、来年度の予算にも反映するためということなのですが、発達障害法というのが10年前ぐらいにできて、そしていよいよその10年間を経て、今度改正発達障害者支援法というのが改正されると。それによつては、今まではいわゆる理念法ではあったけれども、今回からは強制力が強くなって、他市との差があつてはならないということが出てくると思います。その上で、先ほど言われましたまいらいふさんだけの対応で、果たしてこの発達障害の支援体制というのは万全なのかどうかというところをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

委員長（大川弘雄君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） この体制でございますけれども、我々の事業と致しましては、それぞれの障害特性に応じまして、それぞれ1事業主さんの方に委託を致しております。その中で、発達障害というものが知的障害の部分にグループ分けされるという内容で、まいらいふさんの方に委託をしているという状況でございます。この体制につきまして十分かと言われましたが、内容につきましては常々、我々の担当部署と先方とで協議を進めながら行っております。1件のケースでありますと、例えば関係者が集まって会議を開いたりであるとか、そういったできる限りのことはさせて頂いております。ただ、これ

までと違ひまして、また先ほどおっしゃった法の改正であるとか、そういったものにつきましては、発達障害者に沿ったような形で改正されるということは聞いておりますので、我々と致しましてもそういったことを的確に捉えながら、将来につなげていきたいと考えております。

委員長（大川弘雄君） 道法委員。

委員（道法知江君） ホームページでいろいろ調べさせて頂いて、竹原市の場合は巡回支援専門員の整備というのは行われているということで、次にはいろいろ、先ほど言ったまいらいふさんは知的だけだということなのですけども、これから自閉症とか、いわゆる発達障害をお持ちの方が、先ほど言ったようにかなりのパーセンテージ、6%ぐらいいらっしゃるであろう、もしかしたらまだまだそれ以上かもしれないというような数字が出ておりますので、そういう点も含めた上で、家庭における支援というのですか、そういったものもこれから増えてくるそうですので、是非来年度の予算にも反映して頂きたいと思うのですが。

そこで、今、市町村で行われていると思います、アセスメントツールの導入はどのようになっているのか。そして、個別支援ファイルの活用、普及ということは、どのように27年度で行われてきているのかということをお聞きしたいと思います。

委員長（大川弘雄君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） 済みません。アセスメントツールに関しましてちょっと資料がございません、申しわけございません。また後ほどお答え致します。

また、個別支援、これはそういった、どう言ったらいいのですかね。普及に努めるということまでは聞いておりますけれども、今現在どれだけ普及しているかというものは把握致しておりません。そういった部分につきましては、どなたが、いつ対応してもその方々の特徴がすぐにつかめるようにということで、発達障害の方等の中で普及をさせていくと聞いております。これにつきましても、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

委員長（大川弘雄君） 道法委員。

委員（道法知江君） いずれにしても、発達障害における支援のためのノウハウというのが、まだまだ十分普及されていないなということを感じております。私たちもしっかりと勉強させて頂ければなという感じでおりますので、いろいろ市町によって格差がないようをお願いしたいなというふうに感じております。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（今榮敏彦君） 委員長，先ほどの答弁の回答の方をさせていただきます。

委員長（大川弘雄君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（井上光由君） 済みません，先ほど協本委員から質問がございました社会福祉法人等指導監査専門員の報酬に関わる御質問でございます。

社会保険労務士が1名と会計士が1名，2名の方に委嘱をしているということでございます。

それと，書類等を事前に提出して頂きまして，当日も同行して頂きます。それと，最終的に報告書の方が提出されてくると。その中に，その法人に対しての指摘をするということでございますので，本市に対する指摘ということではなしに法人に対する指摘ということでございます。よろしくお願ひします。

委員長（大川弘雄君） よろしいですか。ありがとうございました。

続けます。155ページ，下まで，よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは，障害者福祉費の157ページ部分。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） では，次の障害者福祉費の159ページ部分。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 障害者福祉費を閉じます。

その下の段，老人福祉費，159ページ。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 161ページ。

よろしいですか。

竹橋委員。

委員（竹橋和彦君） 一人暮らし老人巡回相談員報酬の内容と対象者数とその効果，相談件数等々あれば，その件数を。

委員長（大川弘雄君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） 一人暮らし老人の巡回相談員についての内容でございます

が、この一人暮らし老人巡回相談員さんは民生委員さんに兼ねて頂いております。月額報酬が5,000円で、現在83名の方に担当して頂いているという状況です。件数ですが、83名の相談員さんの方で、27年度の年間世帯数1,050件ということになっております。これは65歳以上の一人暮らし老人ということで対応して頂いているという状況でございます。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 竹橋委員。

委員（竹橋和彦君） 例えば相談等々があると思うのですけれども、それに対する検証等はされていますか。

委員長（大川弘雄君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） 相談につきましては、その都度必要な時に報告を頂いております。その際、まず一報が私どもの方に入ってくるのですが、その内容によりまして、各事業所の方であるとか施設の方、ケアマネジャーさん等と連携をとりながら行っております。実際の件数というのが、正式な総括表があるわけでもないですし、電話であるとか面談であるとかとしています。全体の実数というのは把握できていませんが、例えば虐待ですと年間10件ということはないでしょうけれども、情報として入ってくるような状況があります。必要に応じてその都度、先ほどの連携する相手先も含めまして、例えば消防であるとか警察であるとか、そういったところにもつなぐという役割を果たして頂いているという状況でございます。

委員長（大川弘雄君） よろしいですか。

161ページ、ほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） じゃあ、次行きます。

老人福祉費の163ページ、9番は除きます。

松本委員。

委員（松本 進君） 8番の介護予防拠点施設管理に関わって、13のところに施設管理委託料があります。この委託料に関わっては、決算資料も出させて頂いて、資料の7ページにふくしの駅とかふれあいステーションただのうみ、この2カ所分だけなのですが、お聞きしたいのは、修繕料というのが136万円ぐらいあるのですけれども、この修繕料というのは、先ほど言ったふくしの駅とふれあいステーションただのうみの施設の修

繕ではないかと思うのですけど。それで聞きたいのは指定管理の場合、黒滝とかNPO法人のバンブーとか、それぞれ基準を定めて、修繕なら修繕で指定管理者が負担するのがあると思うのですけども、例えばこの修繕料が136万3,000円ぐらい含まれているけども、それはふくしの駅とふれあいステーションただのうみに関わってだと思ってしまうのですけれども、修繕料のこの分と、あとは指定管理者が2カ所ございますけど、指定管理者が負担する分がこの修繕料に関わってあるのかどうかというのが1つと。

もう一つは、関連するのですけれども、前にふれあいステーションただのうみの場合、全体としては運営上は切符の売上収入が入って運営されているということで、私は意見はいろいろ出るのですけども、今回、今年度は売り上げの分がなくなるということで補正予算もあったと思うのですが、この決算年度で言えば、切符収入も含めたただのうみステーションの委託料というのは計算されて、聞きたいのはこの2カ所の指定管理者という方法で、市から考えたら指定管理者に委託して経費の削減ほかそれぞれどれぐらい見込まれているのかなど。ふれあいステーションただのうみ、ふくしの駅とか、そういう2カ所があるのですから、この指定管理者によってそれぞれどれぐらい削減効果が見込まれているかというのをちょっと聞いてみたい。

委員長（大川弘雄君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） この2件、そしてまたその他の指定管理に関する係る部分の施設の修繕料についてでございますが、それぞれ個別の対応ということもあるのですが、大きく分けて1点言えるのが、構造体そのものに影響を及ぼすようなもの、経年劣化等によりまして電気設備であるとか、そういった部分です。高額な部分になる部分、施設そのものに影響が出るような部分については、我々の方で持つということになっております。また、軽微な部分、例えばどちらかに穴が空いたであるとか、例えばガラスが割れたとか、そういった部分については、それぞれの管理者の中の方でやって頂くようになっております。

今の予算の組み方につきまして、ちょっと数字がまだはっきり言えないのですけれども、6月定例会におきまして、ふれあいステーションただのうみに関する部分の予算の組み替えを行いました。先ほど御質問頂いたように、切符売り上げ販売の部分につきまして、当初予算では計上致しておりましたが、4月1日のスタート時点でそのような状況でなくなったということで、そういったもろもろの人員費、施設の維持管理に関する部分、そして駅部分ではない部分の利用方法につきましても、指定管理を新たに設定させて頂い

たという経緯がございます。今後の流れにつきましては、予算の中でそういった構造体の部分、関わる部分であるとか、個別に対応して頂く部分であるとか、多数出てくると思うのですが、その都度協議を行いながら進めてまいりたいと考えております。その部分については、おそらくほかの指定管理の施設についても同様の対応になるかと考えております。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） ちょっとわかりにくいので、今数字がすばっと出されないというのがあれば、また答えて頂きたいのですが、私が言ったのは、例えばこの予防介護の13番の委託料というのは、この決算資料を見ると、ふくしの駅とふれあいステーションただのうみの2カ所の指定管理委託料というふうになっています。それで、それとの関連がありますけれども、修繕料については、それぞれ136万円ですから、ふれあいといろんな、集約をされていましたが、そういった分、全額なのか、例えばこの中の136万円は今回はただのうみのふれあいの全額なのか、それで全額なのだけでも、さっき言った軽微なものが具体的に何万円とかというのがわかりませんが、指定管理者の方がいくらかでも負担が発生しているのかどうかというのがちょっと聞きたかったのと……。

委員長（大川弘雄君） そこまで答弁。

健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） 特に忠海駅の件ですけれども、管理方法が変わったということで、4月以降、かなりの修繕を計上して対応致しております。例えば、法に関する部分でいいますと、消防設備であるとか、そういったものについては施設そのものに係るものですので、竹原市の方で対応するという内容でございます。言葉があやふやで申しわけないのですけれども、個別の対応というのがどうしても出てくると思うのですけれども、なるべくなら指定管理者の方に負担をかけないように、高額のものについては、構造体そのものに係る部分につきましては本市で対応するべきものと考えております。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 松本さん、もっと簡単に聞いてください。

委員（松本 進君） 今さっき1個だけ、今度は次のもう一回1個行かせて。

削減効果はどれだけありますか。

委員長（大川弘雄君） 指定管理者にして削減効果はあるか。

健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） 削減効果は、忠海駅に関しましては、冒頭から指定管理ではなかったかと思うのですが、間違っておりますでしょうか。

ふくしの駅につきましては、指定管理にしたのが平成18年ぐらいだったと思うのですが、削減効果というよりもほとんどもう社会福祉協議会さんの方が入ってらっしゃいましたので、目に見えて効果があったという記憶はございません。適切な管理をするという意味で、そして利用される皆様の利便性の向上という面では相当の効果がある。そちらの方へ常駐して頂いて地域の皆様とともに運営なさっているという部分に関しましては、金額ではあられない部分かもしれませんが、適切な施設の運営ということでは相当効果が上がっていると考えております。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） 今までの委託料と、指定管理5年ごとに契約している分とで、大きな違いは、通常言われるのは効率的な管理運営ですよ。効率的なというのは、後の方は削減効果という意味であえて聞いたのだけでも。だから、そこが最大の使命でしょう。あとはいろいろなサービスとかいろいろ言われるけども、我々今決算をやっているのだから、そこでやっぱりこの削減効果を聞かれたら、せめてこのふれあいステーション、ふくしの駅とか、これぐらいはやっぱりありますよという大枠は示してくれないと。あなたが言われるのは指定管理者の意味、私は意見が違うのだけれども、市から見たら指定管理者にした分の意味が。そこに係る支出は出るはずですから。そういうのやっぱりつかんでおく必要があるんじゃないかなと思います。

委員長（大川弘雄君） それは答弁できますか。

委員（松本 進君） すぐできないならまたでいいですけども。

委員長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（今榮敏彦君） 指定管理の考え方そのものは、委員がおっしゃるように、いわゆる効果がどこにあるのかという議論が当然出てくるわけですけども、基本的には公の施設でありますので、直営で運営管理をするか、または民間委託で民間ノウハウを活用して運営していくか、こういうふうな差があると。そこで経費がどこまで差が出てくるかということになると、一義的には直営管理となると、もちろんプロパーの職員がそこに出向いて、張りついて事務をしていくというふうなことになりますと、一定にその人件費の差額が、いわゆる差になっていくというふうな考え方がございます。

また、運営主体が公共が直接行うのか、または民間のノウハウを活用した民間による実施をするのかという差も、これは出てくるというふうに思います。ただそこには、金額的な差が出てくるというふうには思いませんけれども、例えばいろんな意味で調達のコストの差でありますとか、そういうところが一定には指定管理料に反映されてくるというふうな考え方もあるかと思えます。それは、個々具体的に施設ごとに相手方と色々な協議をしながら、必要経費を毎年度年度予算を決定する段階で協議をしていくわけでありますので、いろんな額の差がそこには出てくるわけですが、一定にそれを、例えば平成26年度対平成27年度というふうな比較は、正直しておりません。一番スタートの段階で既に直営でなく民間委託による実施をしたということが、先ほどの課長の答弁でありましたけれども、その段階での差額というものはじくことなく、一定には考え方として民間委託により民間のノウハウを活用した施設運営がベターであろうということで、行政としてはそのような判断をしてきたというところがございますので、そのように御理解頂きたいと思えます。

委員長（大川弘雄君） そういう考え方です。

163ページの9番以外、ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、老人福祉費の165ページの一番上だけ、いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、老人福祉費を閉じます。

次、5番の遺族援護費、164ページの真ん中です。5番。

山元委員。

委員（山元経穂君） 遺族援護費の19、戦没者追悼祈念平和式典負担金について、総括的にちょっとお伺いしたいと思います。

平成26年の決算においても平成27年の決算においてもほぼ同額の執行ということで、これは決算特別委員会でありますから、当然結果が問われると。ただ、この場合の結果って何かと言ったら、一つの基準として参列者数ではないかとは思いますが、この参列者数のおおよそ、詳しく何十何人までじゃなくてもいいですから、26年、27年でいいですからおおよその参列者の数、もしくは数がちょっとわかりにくいというのだったら、傾向的に増えているのか減っているのか、参列される方が、ということをお伺いします。

えて頂きたいと思います。

委員長（大川弘雄君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（井上光由君） 平和祈念式典の参列者数のお話でございます。今年度におきましては、約ですが400名だったというふうに記憶しております。最近の傾向ということでございますが、平成22年に開催されました当時よりは、やはり減少傾向にあるのではないかというふうに考えております。この平和祈念式典、実行委員会が開催しておりますが、その実行委員会の中でも参列者が少ないのではないかというお話がある中で、今年度、実行委員さんの中で小学校、中学校の児童生徒の発表といたしますか、誓いの言葉がございまして、高校生の方も発表というか、そういった催し物をして頂く中で、参列の方の方も多少なりとも増えることがあるのではないかというふうなお話がある中で、今年度、竹原高校の代表の方に言葉を述べて頂いたという経緯がございます。それだけではございませんが、実行委員会の中でもそういった課題があるというふうな認識はしておりますので、いろいろな方法に努める中で、参列者の方を増やせることができれば一番いいのですが、やはりだんだんだんだん高齢ということの影響もあると思います。なるべく減らないような努力をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 山元委員。

委員（山元経穂君） ありがとうございます。回答がよ過ぎて、ひょっとして2回目の質問が奪われてしまうのではないかと思ったのですが、今課長からも答弁がありました。中高生に誓いの言葉をと、今年、私も行かせて頂きましたが、そのようにされていると。それはそれで非常にいいことだと思います。

もう一つ、ひょっとしたら課長、今そういう意味合いも込めて言われたのかもしれないのですが、私、これは教育部門と一遍協議して、実際に小学生の高学年、中学生、高校生あたりも参列に招いてもいいのではないかなと思います。一つは今課長が言われたように、だんだん参加者の数が減っていると、一つは戦後70年たって高齢化ということもあるわけで、当然遺族の方も高齢化している。当時、生まれたばかりでももう70は絶対超えているわけですから。そういう中で、さきの戦争があったのだということの継承という意味でも、やっぱり中高生、小学校の高学年あたりの生徒を呼ぶということも一つの手ではないかなと思うのですが、どう思われますか。

委員長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（今榮敏彦君） 他部局に関わる問題なので、私の方で答弁させていただきますと、教育部局、学校の運営に関わる話でございますので、私の方からお約束をするということにはなりません。実行委員会の中での議論といいますか、協議の内容を申し上げますと、そういう委員のおっしゃるような意見も団体の方からも発言がございます。教育委員会としても、そういう中では学校運営に関して、特に夏期休業中ということもございますので、それは大きく言えば開催時期の問題とか、そういうふうなことにも発展する問題ではあると思います。ただ、それを一遍になかなか変更しにくい全体の事情もありますので、先行きの大きな課題として、この点については捉えなければいけない問題であるというふうに思っております。ただ、課長も申しあげましたように、一つ一つ工夫しながら、慰霊祭参加の各層を増やしていくというふうな考え方もそこに加えながら、慰霊祭と言いつつも平和祈念式典という平日での行事でありますので、その点についてはしっかりと実行委員会の中で議論していきたいというふうに思います。

委員長（大川弘雄君） 山元委員。

委員（山元経穂君） ありがとうございます。少しずつでもいいので改善して、やっぱり一人でも多くの参列者が来られるような、今部長が言われたとおり、平和祈念式典という要素もありますので、そういう体制で、先ほど私が申し上げたことも部分的でもいいので図って行って、今後またよりいい平和祈念式典や戦没者慰霊祭に進めて頂ければと思いますので、よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

委員長（大川弘雄君） それでは、遺族援護費のところはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、閉めます。

次は170ページの福祉会館費。8番です。171ページ、ありますか。171ページの上半分。福祉会館、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） じゃあ、閉めます。

次は2番、老人福祉、176ページをお願いします。176、177の下です。老人福祉施設費の事業費。

松本委員。

委員（松本 進君） これも先ほどの指定管理者に関わるかもしれませんが、ここに修繕料が171万3,000円、予算組んでます。決算資料でも出させてもらっていま

すけれども、委託料という形で指定管理者が指定管理で運営されております。ですから、質問は、ここの修繕料171万3,000円という中で、これに伴う管理者の負担分があるのかどうかという関連と、もう一つは、さっき言った軽微の分は管理者が負担することになっています。黒滝ホームで言えば、基準が去年も言われたかもしれませんが、例えば何十万円以下の分は管理者が負担することになっています。軽微な分ですね。それが何件ぐらいあって、実際にどのくらい管理者が負担されているか、27年度決算で。それと把握されているかどうかを含めて聞きたいのと、削減効果をつかんでおられるのかどうかを聞いてみたいというふうに思います。

委員長（大川弘雄君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） それでは、事業費の部分の修繕料の御質問でございました。この171万3,000円の内訳でございますけれども、エレベーターの部品の交換、整備工事、そして避難誘導灯がございました。こちらの方で対応させて頂いているということでございます。合計で171万3,000円、この2点です。

平成27年度の指定管理者側の負担なのですが、同じエレベーターの部分なのですが、ここの応急措置の部分を、指定管理者の方で支払って頂いたということが1点と、厨房のエアコン、こちらの方が、これも緊急対応ということになっておりますけれども、これで93万7,000円を支出されているという状況でございます。おおむね100万円ということになります。

基準なのですが、契約の方ではおおむね50万円前後ということにはしておりますが、個別の対応で、今まで今回ありましたような緊急対応とか、そういったものを含めて指定管理者の側の方で負担して頂いたという状況になっております。避難誘導灯に関しまして、エレベーターに関しましても、建物の構造そのものに関わるものでございましたので、171万3,000円につきましては市の方で支払いを済ませたという状況でございます。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） 削減効果はまた答弁がないですけど、繰り返しになるかもわかりませんが、なぜそこをあえて聞くかという面では、指定管理者はコスト削減が最大の使命なのです。それで、前に1回どういう弊害がおきたかという、地元調達で、忠海の地域で食材を調達していたと。これがコストの関係でできなくなったでしょう。2,000万円近くだったと思いますけど。ですから、指定管理者によって枠がはめられて、コスト削減

が追求されたら、それに合うような地元調達のもので不可能になってくるわけなのです。ですから、その地元調達もできなくなった。指定管理者によつての削減効果ばかりあなた方は言うかもしれないけども、地域の、そういういろんな食材の調達なんかでは、それができなくなるわけですから。逆に言ったらそつちの衰退の方が大きいのではないかなと私は思うのですけど。ですから、そういうことを指摘しておきたいし、今あえてもう一回聞くけども、そういった削減効果を、食材の調達とか、あらゆるところに影響してきますよね。ですから、きちつと削減効果は、立場の違いがあるにしても、あなた方はつかんでおかなかちやいけないという面で、もう一回聞いてみたいと。

委員長（大川弘雄君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） 指定管理に関する御指摘でございました。我々としても施設の適正な運営とあわせて経費の効果的な運営、そういったものもあわせて、今後もうこういった形で指定管理を進めていきたいと思ひます。

また、このたびは大変申しわけなかったのですが、削減額等、なかなか説明難しいところがございましたが、今後はそのようなことのないように努めたいと思ひます。

委員長（大川弘雄君） それでは、177のところはいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） そしたら、事業費ですから179の上の部分。事業費、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、老人福祉施設事業費を終わります。

次は、児童福祉費、178ページ。児童福祉総務費の3番を除きます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 179ページ、どうですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、181ページ、3番を除きます。

副委員長（堀越賢二君） 乳幼児医療給付費は除きます。

委員長（大川弘雄君） 181。

道法委員。

委員（道法知江君） 181ページの子育て世帯臨時特例給付金、これの対象者の数、そして実績、何%給付ができたかどうか。

委員長（大川弘雄君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（井上光由君） 平成27年度の子育て世帯臨時特例給付金，こちらの方の支給実績についてなのですが，支給申請発送対象者数，こちらの方が2,621名に出しております。対象者が，年度当初の当初予算の方ですが，2,800名というふうに予算計上しておりました。その後，2,705人というふうなことでございます。

それと，済みません，先ほど申請書の発送についてなのですが，これが2,621人ということでございます。これプラス公務員の方，公務員については発送しておりませんので，こちらの発送で該当された方プラス公務員の方，こちらが194名でございます。合わせまして2,705人ということ。内訳で言いますと，発送対象者の方で2,511人，公務員が194人で合わせまして2,705人ということでございます。その中で，当然非該当がございますので，79名が非該当ということでございます。

それと，率についてなのですが，合わせまして99.7%，これは特例給付の方を除きまして，該当者数が99.7%ということでございます。

以上です。

委員長（大川弘雄君） いいですか。

委員（道法知江君） はい。

委員長（大川弘雄君） 181，ありますか。

竹橋委員。

委員（竹橋和彦君） 子ども子育てに要する経費で63万8,000円，これは不執行とその理由について。

副委員長（堀越賢二君） どこ。何ページのところ。

委員（竹橋和彦君） 不執行部分，聞いちゃいけない。

副委員長（堀越賢二君） ページ数は。

委員（竹橋和彦君） ページ数，これに載ってないです。予算書にはあるのですが，要は執行されてない。

委員長（大川弘雄君） 答えられますか。わかりました。

福祉部長。

福祉部長（今柴敏彦君） これは，決算書作成上，この4番の一般事務に要する経費に含まれたというふうに御理解頂きたいと思います。未執行ではございません。

以上です。

委員長（大川弘雄君） よろしいですか。いいですか、竹橋委員。

委員（竹橋和彦君） わかりました。

委員長（大川弘雄君） ほか、181ページありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、183の上段。

よろしいですか。

道法委員。

委員（道法知江君） 子ども・子育て支援事業に要する経費、ファミリーサポート支援事業なのですが、委託ということで、これ、今の現況の利用会員と協力会員の数を教えて頂きたいと思います。それによって、この近年利用者が増えているのか、会員数が、協力会員が増えているのかもあわせてお伺いしたいと思います。細かい数字じゃなくても結構です。

委員長（大川弘雄君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（井上光由君） 利用会員、協力会員の会員数でございますが、平成27年度におきまして、利用会員が145名、協力会員が160名、それと利用も協力もされる会員の方がおられます。この方が33名でございますので、合わせまして338名という会員数になります。この会員数の増減についてなのですが、こちらの方、地方創生の総合戦略の計画の中でファミリーサポートの会員の増加ということを目標に掲げておりますので、26年と27年で20名程度の会員の増加があったということでございます。よろしく申し上げます。

委員（道法知江君） ありがとうございます。

委員長（大川弘雄君） いいですか。

委員（道法知江君） はい、いいです。

委員長（大川弘雄君） ほか、183ページ、上段、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、児童福祉総務費を閉めます。

次のその下の保育所費。

松本委員。

委員（松本 進君） ここに保育所費で時間外勤務が三百三十いくらというふうになっています。それで、決算資料も出させて頂いて、ここだけ金額がちょっと違うのですが

も、ほかのところも含めて、福祉課の方では4, 826時間というような決算年度の残業というような資料も、決算資料の25ページにもらっています。特に平成27年度予算の、これは市の職員の時も言いましたが、福祉課の分で正規と非正規の資料がありますけれども、福祉課では正規職員が75人に対して臨時職員が119人というような数値もあります。それで、ここで聞きたいのは、こういった残業時間とか、臨時の分は次のところのページになるのですけれども、要するに恒常的な体制で、前に市の職員の時にも言いましたけれども、本来見たらいびつな職員の配置というふうになっていると思うのです。要するに、職員が少な過ぎるということの反映だと思うのですけれども、その考えは、残業ばかり、この決算資料で見ても全体の3万二千いっらの時間のうち福祉課が一番、仕事、人も多いから今あるのでしょうけれども、残業時間が多い。臨時職員の資料も正規職員の倍近くの臨時職員になって、非正規職員になっているという面での、本来安定的な保育サービスを提供する上で、保護者のニーズに応える上での体制として、これは適正なのかどうかということについてちょっと聞いておきたい。

委員長（大川弘雄君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（井上光由君） 松本委員から時間外勤務手当の額と非正規職員、臨時職員、非常勤職員の人数についての御質問でございます。

まず、時間外勤務についてなのですが、保育所費ということで説明させていただきますと、保育所、保育士がほとんどなのですが、早朝勤務、延長保育というふうな特殊事情がございます。その部分について、どうしても正規職員が対応するということもございまして、そういった特殊勤務等々がございますので、どうしても時間外の方が発生するということの特殊な要因があるのではないかと考えております。それと非正規職員の数、これは福祉課ということのお話でございますが、ほぼ子ども関係の方で非正規職員がいるというふうに認識しております。と申しますのが、御指摘のとおり、保育所関係と放課後児童クラブがございます。そちらの方で、ちょっとはつきりした数字が手元にはございませんが、非正規職員、臨時職員さんは100名前後はおられるのではないかと考えております。といいますのも、子どもを預かるということがございまして、正規職員プラスアルファとして加配というシフトの中で、どうしても非正規職員が増えてきたという背景もあるのではないかと考えております。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） 放課後児童クラブというのもちょっとありましたけれども、保育事業の運営の分で、早朝とか超過勤務とか、これは制度上のそういう仕組みの分で対応しなくてはならないという問題ですよね。だから、私が聞いている、臨時に、市の総務課などで一般的に特別な業務が発生してそこに対応して、それを対応したらもう終わりよというのが普通の人事配置の仕方なのですけども、これは今特別なというのは、早朝勤務にしても延長勤務にしても、一つの制度の中でもある働き方の問題であって、ですから特別に臨時に残業が増えたよということよりは、もう恒常的な業務だと思うのです。ですから、その対応の仕方も問題で、残業だけをずっと続けていいのかという面では、今、国なんかも長時間労働の是正とか、今年度いろいろ訴えておりますけれども、そこはやっぱり考えて、本来の正規職員の適正配置でカバーするべきじゃないかなと。あと衛生管理の問題についても、そういった対応などをちょっと聞いて、日常的にいろんな相談業務があると思うのですが、仕事のストレスとか、いろんなそういった相談業務に関する健康管理についても聞いておきたいと。

委員長（大川弘雄君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（井上光由君） 正規職員の適正配置ということと衛生管理という御質問でございますが、適正配置と申します、当然保育所の配置と申しますのは配置基準というものがございまして、その配置基準を下回ることができないというふうなことがございます。当然、その配置について、正規職員と臨時職員の割合と申しますか、配置につきましては、各保育所、学齢とクラスがございまして、クラスの方には必ず正規職員が配置できるような配置というふうに考えております。

それと衛生管理ということでございますが、そういった部分のフォローにつきましては、当然保育所長がございまして、保育所長プラスと致しましても、現在の社会福祉課、当時の子ども福祉室等々も運営等に関与する中で管理をしていっているということがございますので、御理解のほどをよろしくお願い致します。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） ちょっと指摘になるかもわかりませんが、決算年度よりは、今年度でしたか、保育の基準の問題が今言われたけども、小規模の場合は今のある基準を大幅に緩和する、要するに保育所が保育士が少なくてもいいような対応ができるような仕組みが、竹原市でも新しい保育事業を始める人は、事業所といいますか。そういうことが可能になってという法律もつくって、条例もつくられました。ですから、市としては保育

の責任というのは、そういう小規模とかいろんな制度の基準が緩和されたとしても、保育の事業、保育措置そのものは市が責任を負うというのは変わってないわけですから、そこはこういった職員のきちっとした配置なり、今度は民間で緩和で保育士が少なくてもできるよということでは、本来の保育の質というのですか、そこで大変心配なことが起こるのじゃないかということだけは指摘しておきたいというので、答弁はいいです。

委員長（大川弘雄君） それでは、183ページの下までよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 保育所費の185ページ、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） じゃあ、187の上段まで。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 保育所費を閉じます。

次はその下の児童福祉施設費に入ります。

187ページ。

川本委員。

委員（川本 円君） 187ページの2番のところ、放課後児童クラブに要する経費のところちょっとお伺いします。

まず、一番下の13番、放課後児童クラブ委託料、予算的に言いますと1,300万円の予算を組まれておりましたが、実績が1,100万円、大体200万円弱というふうなことになっておりますが、まずその理由をお聞きしたいと思います。

委員長（大川弘雄君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（井上光由君） 放課後児童クラブ委託料について、200万円の当初予算との差額ということでございます。委託につきましては、中通放課後児童クラブと荘野の放課後児童クラブの方に委託をしておりますので、当然、差額というものが出てきております。それぞれのものを対比はちょっとしておりませんが、主な要因と申しますか、いずれに致しましても、委託料のほぼ人件費ということでございますので、そちらの方に関わってきているということでございます。詳しい内訳については、ちょっとお時間を頂きたいと思っております。

委員長（大川弘雄君） じゃあ、理由は後で。いいですか。

社会福祉課長（井上光由君） はい。

委員長（大川弘雄君） 川本委員。

委員（川本 円君） ありがとうございます。じゃあ、後、教えてください。

それで、ここで聞くようなことでないので申しわけないので、その上の1番の指導員報酬と7番の指導員賃金と、こういうふうに分かれておりますが、このすみ分けはどういうふうに分けられているのか、ちょっと教えて頂ければ助かります。

委員長（大川弘雄君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（井上光由君） 報酬と賃金の違いについてなのですが、報酬につきましては、現在27年度の法改正によりまして、放課後児童支援員、嘱託職員になります。そちらの賃金の方が報酬となっております。それと、放課後児童補助員、これが代替職員等々になりますが、その方が臨時職員という位置づけになっておりますので賃金ということでございます。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 川本委員。

委員（川本 円君） ありがとうございます。それではまた、先ほどの放課後児童クラブ委託料についてお伺いしたいのですが、まず今、中通と荘野の方で委託しているということなのですが、委託することによっての効果、委託されていないところと委託されているところの効果、違いというのがございますか。

委員長（大川弘雄君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（井上光由君） 委託の効果についての御質問でございます。運営費につきましては、委託先に支払います委託料と直接市が行っている予算決算につきましては、差はないというふうに考えております。算出根拠と申しますか、人件費等々につきましても同じ算出根拠で算出しているということでございます。

委託と直営との違いということでございます。委託することによって、委託を受けた運営団体、当然これは地元の運営団体をお願いしておりますが、その運営団体独自の特色を出せるということがあるというふうに考えております。例えば、中通放課後児童クラブですと、通常放課後児童クラブでは学習は見ないということがございますけど、中通放課後児童クラブではそちらの方も見ていける方針ということを打ち出されているというふうに聞いております。それと荘野放課後児童クラブにつきましては、例えば既に昨年から6年生までという受け入れになっておりますが、その以前から4年生以上でも兄弟がおれば受け入れを行っている、それは当然独自ということではございますが、そういったこと

を行っているということを聞いております。そういった委託を受けることによって地元の特色を出せるということであると認識しております。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 川本委員。

委員（川本 円君） ありがとうございます。

それと、次の189にちょっとかかるのですが、予算書にはなかったのですが、今回15番の施設整備工事、金額にして484万円、新たに今回決算の方で載っておりますが、その実績、どういうふうに使われたか教えて頂きたいと思います。

委員長（大川弘雄君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（井上光由君） これにつきましては、忠海放課後児童クラブ、これは小中一貫校の敷地内にできております。そちらの方の施設整備工事費ということで、これは2カ年で支出しておりますので、26年度、27年度だったと思います。そちらの方の額ということでございます。内訳につきましては、事業費と致しまして2カ年で1,569万8,000円、26年度で1,085万8,000円と484万円という内訳になっております。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 川本委員。

委員（川本 円君） ありがとうございました。

じゃあ、最後質問よろしいですか。させていただきます。特に今、児童の数が年々少なくなっていく割には放課後児童クラブを利用される家庭が逆に増えていると、おかしな現象になってきていると思います。あるところでは突発的に休みも含めて、急激に児童を預かってほしいという要請が非常に増えて困ったというふうなことも聞いておりますが、今後、次年度の予算も含めてお聞きしたいところは、もしそういうふうに突発的に増えたとか、おそらく今後も増えるであろうというところがあると思うのですが、それに対する対応について、どういうふうなお考えがあるか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

委員長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（今榮敏彦君） 委員おっしゃったように、子ども・子育てに係る経費というのは、子どもの数の減少に反比例するようなところも一部ございます。いろいろ、委員からも御指摘がありまして、いわゆる保育をする現場は統廃合が進みながらというような御指摘、御提言も頂いておりますけれども、我々の見解としては、子ども・子育て支援に関わ

る政策というものは、子どもの数の減少に、先ほど申し上げましたけど反比例するように様々な政策が必要になり、その原因は委員からも最初ありましたように、保護者の就労形態であるとか、例えばひとり親家庭の増加とか、様々あるというふうに認識しております。その中で、放課後児童クラブにつきましても、家庭の環境が変わることによって、いろんな意味で従前の考え方とは少し考え方を変更して、我々も捉えていかなければいけないという認識をしておりますので、その点については、来年度事業もいろんな調査、または現場の現状を把握しながら、各いろんな政策を設定していきたいというふうに思っておりますので、その点、また予算特別委員会等で様々な御意見を頂きたいというふうに思っております。

委員長（大川弘雄君） よろしいですか。

委員（川本 円君） はい。

委員長（大川弘雄君） 187ページまでよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、児童福祉施設費の189ページ、上段まで。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、児童福祉施設費を閉じます。

その下の母子福祉費、4番です。189の中段はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 母子福祉費、閉じます。

その下の6番、児童手当費、189ページの一番下です。児童手当費、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 児童手当費の191ページの上段、いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 児童手当費を閉じます。

それでは、4番の生活保護費に入ります。190ページをお願いします。190ページの中段から191ページ、生活保護費。

松本委員。

委員（松本 進君） この生活保護費についても決算資料を出させて頂いて、1ページに

それがあります。ここの中の1つ相談件数というのが、平成25、26、27と比較してみると、27年度は25年度比で相当、3割近く生活保護の相談件数が減っています。それと下の方が生活保護の世帯数、あるいは人数ということで、同じように25、26、27の数値を出して頂いております。ここでは相談件数の激減と同時に、この世帯数についても25年比で、平成27年は世帯数では11世帯減っているし、率では5.6%になるかと思えます。人においても21人減って7.6%の率で生活保護が減っているということで、保護率は竹原市人口全体の9.53%ということでもあります。

それで、ここでの質問というのは、先ほど135ページの自立支援に関わって対策がとられているのは、去年の2015年4月からスタートした自立支援法によって対策がとられているということで、ここで聞きたいのは、生活保護の申請する前のいろんな相談ということで、自立しなさいよという対策がとられているわけですが、例えばさっき言った減った世帯が11世帯、21人減っているという資料があります。その減った中には、例えばさっき自立支援法との関係で、60歳、あるいは延長で65歳の就労可能な人、元気といますか、そういう就労可能な人も含めて人数がわかれば教えてほしいのですが、21人が減っているわけですが、世帯では11世帯ですが、就労支援事業の関わりで、本来生活保護を受けるような人でも、そういう自立支援事業で必要なくなったよということも含まれているように理解していいのかどうか。ということで、例えば21人減っているのですけれども、これは25年度比で減っているということで、26年度はもうちょっと多いかもしれませんが、減っているわけですから、この減った中に就労可能な人が何人ぐらいおられるかというのがわかれば聞いておきたいなということと。

委員長（大川弘雄君） 減の要因をお願いします。

社会福祉課長。

社会福祉課長（井上光由君） 平成26年、平成27年度の減少の要因ということでございますが、委員おっしゃられたとおり、やっぱり自立支援の関係ということで、平成26年、例えば27年度の減少の廃止理由、こちらの方が働きによる収入の増加ということで、9世帯ということになっております。前年対比で見ますと4世帯ということですので、就労支援ということでの減少がやはり割合が大きいのではないかと考えております。例えば、その他の減少理由で言いますと、26年死亡が8に対して7年が9、失踪が1とゼロ、先ほど言いました働きによる収入が4が9、働き手の転入、これは1と1、社会保障給付の増加、これが4が3、あとは親類縁者等の引き取りというのがゼロが

1と。済みません、これ、26年と27年の対比でございますので、大きくそういったことで変わっているのが働きによる収入ということでございますので、やはりそういった支援というものが大きな要因ではないかということで分析しております。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） その関連でもう少し聞きますと、就労で収入が増えたということで、例えば60歳で安定雇用まで、どこまでちょっと収入が増えたのか具体的にわかりませんが、さっき言った9件の方は就労が増えて生活保護の打ち切りというのか、廃止になっているよということですから、そういった人なんかは、例えば60歳以下の人というのか、65歳までの就労の、今65歳まで延長がありますけど、そうした人がこの9人のうち、わからなかったらしょうがないですが、わかれば何人ぐらいおられるのかなというのを教えてほしいということです。ちょっとそれをもう一回。

委員長（大川弘雄君） 松本委員、そこと関連がよくわからないのですけど。

委員（松本 進君） 関連、もう一個あるよ。

委員長（大川弘雄君） 今の答弁できますか。ごめんなさい、僕がちょっと何の関連があって質問しているのかよくわかりません。

委員（松本 進君） わからない。わからなかったら、じゃあ次入りますよ。

委員長（大川弘雄君） また個別でいいですか、やっていただいて。残りの一つ。

委員（松本 進君） もう一つは、ちょっと別の分になるかもわかりませんが、保護率は決算資料にあるように、27年度が9.53%、これは人口に対する生活保護の、256人ですから、率で9.53%になると思うのですが、捕捉率という言い方もありますよね。捕捉率は、竹原市として把握する機関があるのかどうかわかりませんが、捕捉率は見方が。これ、通常何のことかといったら、本来生活保護基準以下の人、本来受けられる資格の人でも生活保護の申請して受けているのは、通常十五、六%というのか、15から20%、20%弱ということで捕捉率という言い方するのですけども、竹原市の場合はそういった、捕捉率が何%ぐらいかというのが、ちょっと推定とかいろんな分でわかるのでしょうか。

委員長（大川弘雄君） わかりますか。

委員（松本 進君） わからなかったら、しょうがない。

委員長（大川弘雄君） いいですか。

委員（松本 進君） わかりました。

委員長（大川弘雄君） で、どうしてほしいというのはないのですか。

委員（松本 進君） まあいいです。

委員長（大川弘雄君） じゃあ、これは終わります。

それでは、193ページの扶助費まで。193の生活保護費の扶助費のところまで、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） じゃあ、生活保護費、終わります。

次は、192ページの災害救助費、192の下から2段目です。5番、災害救助。なしでいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） そしたら衛生費、192ページの一番下です。4番衛生費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 193ページの部分はないですか。保健衛生総務費、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 195ページはいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 197ページの4番を除く部分でありますか。

委員（松本 進君） 5番はいいのですよね。

委員長（大川弘雄君） はい、大丈夫です。5番。

松本委員。

委員（松本 進君） これも自殺対策事業ということで、これは決算資料も8番ということとらせてもらっています。ちょっと気になったのは、竹原市での自殺をされた方というのが、23年度比、これは8件で、次はちょっと減っているとあったのだけでも、26、27で見れば、26年度が6人から27年度が10人というように増えて、ちょっと大変だなという思いをするのですけれども、確かに経済的な問題だけではないかもしれませんが、そういった経済的な要因を含めて厳しさというのはあろうかと思うのですが、ここらをどういうふうに分されているのかということと、委託されて相談事業ということになるのでしょうかから、増える傾向になってはいけないので、いろんな早期の、今までやってこられた分よりも増える傾向なのですから、もう少し何か踏み込んだ施策が要

るのかなという気もするものですから、ちょっと増えた傾向と対策について、どうお考えなのかということです。

委員長（大川弘雄君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） それでは、自殺対策の御質問でございました。こちらにございますように、相談件数ですが、委託している部分ですが、年々増えているという状況になっております。去年ですと、こちらにございますけど、平成27年、電話では211件、対面では7名という相談がございました。内容につきましては、本当に相談事というのかなりあるということがございます。先生方のお話を聞いておりますと、本当にいろんな悩みを持っておられるということでもございました。傾向と致しまして、働き盛り、40代ぐらいのそういった部分の自殺というのは減少傾向にあるのですが、今度は逆に若年層です。20代、30代というのが増えているという状況になっているようです。そういったことから、自殺対策のリーフレットであるとか、そういったものを学校経由で生徒さんの方に届けていたり、そのような形で対応しているということもございます。

また、月に1度なのですけれども、関係者が集まりましていろんな情報交換したり、広島県の保健所の方からも担当者を招きまして、いろんな対策を行っているところであります。これはもう地道にやっていくことしかないと思うのですけれども、こういった相談件数が増えていること、なかなか自殺される方が減らないことを省みまして、また今後、生かしていきたいと考えております。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） 例えば電話相談を気軽に早目にしてもらおうという工夫も、周知とかも要るのでしょうか、あとは例えば経済的な問題とか、今若年層の人の悩みとか、電話がかかってくる悩み、相談というのがいろいろ対応だと思うのですが、例えば経済的な問題でしたら、経済の専門家で対応するとか、若年層では先生とか、いろんな法律関係とかいろんなそこでの仕分けといいますか、対応と言うのですか、そこは丁寧にされるのかなという、ちょっとそこを聞かせてもらえますか。

委員長（大川弘雄君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） 自殺対策の件で、相談内容ですけれども、内容につきましては、例えば先ほど申し上げた218件のうち、人生相談が74、家庭に関するものが58、対人が45、その他が41というふうに、非常に多岐にわたっております。まずは一旦委託先の方で受けとめて頂いて、それぞれの専門の方へつなぐということ、我々も含め

まして、行政機関、医師、県を通じまして、またそのような対応はしているというふうに伺っています。

委員（松本 進君） わかりました。よろしくをお願いします。

委員長（大川弘雄君） あと、保健衛生総務費の方はよろしいですか。197。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 199はよろしいですか。

道法委員。

委員（道法知江君） 健康診査に要する経費の各種がん検診の実績です。27年度の胃、肺、大腸がん、それと肝炎の検診者の数を教えてください。

委員長（大川弘雄君） ちょっと待ってくださいね。後にする。

委員（道法知江君） 後で、じゃあ。

委員長（大川弘雄君） それでは、数、後でもらっていいですか。

健康福祉課長（塚原一俊君） わかりました。

委員長（大川弘雄君） それでは、続けて。その後をお願いします。

健康福祉課長（塚原一俊君） はい。

委員長（大川弘雄君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（井上光由君） 済みません。先ほどの放課後児童クラブの方での委託料についての差額、当初予算との差額についての原因なのですが、人件費ということで、中通放課後児童クラブの方、加配の指導員をつけておりましたが、その部分が減になっているということでございますので、よろしくお願い致します。

委員長（大川弘雄君） よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、199ページは終わります。

次は、196、197ページ、健康増進対策費。197ページありますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 健康増進対策費を終わります。

次は予防費。予防費はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 予防費が終わって、次の201ページの予防費いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 飛んで、6番の母子保健費、202ページ、203ページ。202の下ですね、母子保健費。203ページありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、母子保健費の205ページ分。

竹橋委員。

委員（竹橋和彦君） 不妊治療支援補助金についてお聞きしたいと思います。

この予算措置240万円に対して57万1,017円なのですが、この実績数がわかれば教えて頂きたい。

委員長（大川弘雄君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） 不妊治療支援補助金の御質問でございます。実績、平成27年度で6名の方が不妊治療を行われました。それに対する助成金が57万1,017円という状況になっております。

以上でございます。

委員長（大川弘雄君） 竹橋委員。

委員（竹橋和彦君） 当初予算に対して4分の1ぐらいしか利用されていないというふうに見ているのですけれども、この周知は広報等のみですか。

委員長（大川弘雄君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） 竹原市広報の方で周知をさせて頂いているところでございます。

委員長（大川弘雄君） いいですか。

それでは、205ページまででいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、母子保健費を終わります。

次は診療所施設費、206ページの下です。207ページの下の部分はどうでしょうか。

今田委員。

委員（今田佳男君） 207、休日診療所運営に関する経費、休日診療、あそここのところだと思うのですが、実際どれぐらいの方が来られて、年間で数字が出ればお願いしたいの

ですが。

委員長（大川弘雄君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） 平成27年度の実績で申しますと、受診者数は年間で886名の利用がございました。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 207ページ、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、残りの分の209ページ、上段まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、診療所を終わります。

保健センター費、その下です。208ページ、209ページの保健センター費のところはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 211ページの残り。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） 保健センター費を閉じます。

次、9番の消防費に入ります。281ページの13番。

副委員長（堀越賢二君） 目の方は278、279に出ている災害対策費の方の次のページ分になります。280、281ページ。

委員長（大川弘雄君） 281ページの13番です。災害時要援護者台帳システム保守委託料、この部分。

協本委員。

委員（脇本茂紀君） これ、保守委託料ということになっているのですが、この要援護者台帳というものはどこでつくられどこに保管され、一般の住民がこれを役立てようとする場合にはどのように活用されるのか、そのあたりをお知らせください。

委員長（大川弘雄君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（井上光由君） 要援護者台帳についての御質問でございます。

台帳についてどのように保管するかということでございますが、これにつきましては、システムは当然もう構築されております。いつの時点でもこの内容というものは作成できるのですが、こちらは、地域の方、個別計画を作成して各自治会等々と提携といいま

すか運用について協定を結びます。そういった時に、協定を結んだ相手方、地域の方に対してその台帳を発行するというふうなことでございますので、まだその協定を結ぶ段階に来ておりません。ですから、そういったことがされる中で台帳の方を交付していくというふうなことで、その台帳というのは当然できているのですが、データとしては当然あるということでございますので、それを一般の方に今すぐということではありません。要は個別計画として各地域にその要援護者をどのように支援していくかと、それをどこが、そういった中身の事について整理していく中でどういうふうに運営していくかということ、それと援護を受ける、支援を受ける方の個々の情報になりますので、そういった方の承諾を得る中で、そういった台帳の交付を自治会等々の地域の方に交付していくというふうな流れになります。事実上と致しまして、まだその台帳を交付したということとはございませんが、地域と致しまして、仁賀町自治会とか田万里町自治会というのは独自にそういった台帳を整備されておられるということで、運用は独自でされているというふうな状況はございます。ただ、その中身の台帳は市が交付したというものではなく、地域が地域で把握された。その中身を今度、市の中身について個別に承諾を得る中で、そういった台帳も交付すると、それ以前にその協定の締結をしていくというようなことになるということでございますので、よろしくお願い致します。

委員長（大川弘雄君） 脇本委員。

委員（脇本茂紀君） 例えば地域で避難訓練をやりましょうと。避難訓練の時に、いわゆる要援護者についてはどのように避難をするかというようなことが非常に重要ですね。だから、ある意味では地域が要援護者というものをしっかり把握をしておかなければ、いざ避難をする時には誰を誰が連れていくかというようなことができないということになると思うのです。だから、このシステムがそういうふうに地域の緊急の、例えば災害時の避難とかそういうことに役立つのであれば、実態として余り意味を持たないのではないかと。そういう意味で、この要援護者支援システムというものが常時、地域で使えるようになってないと、要援護者が誰かわからないというようなことも実際には起きてくるのではないかと。その場合、例えばさっき協定というような話が出ましたけど、さっきの仁賀町や田万里町の例からいえば、例えば地域全体としてというか、地域においてそれを把握しておいて、例えばこういう災害の場合にはこの地域のこの部分の人は、例えば誰と一緒に逃げようとか、そういうことを地域は防災訓練したり、防災の様々な取組も、今例えば協働のまちづくりでしているのですよね。それとこういうシステムがありますよということで結び

つかないと、この内容の充実も起きてこないだろうし、また実際の避難訓練や避難計画を具体的に立てた時に、そういう要援護者の人をどういうふうに支援するかというシステムがなかなかできにくいのではないかと。そういう意味で、こういうものがありますよということや、自治会の方々に知らせて、協定を結べばこれがいつでも自由に使えますよというようなことがあるとしたら、そういうことをもうちょっと地域の自治会に周知させるような、そういう方法について何かお考えがあったらお聞かせください。

委員長（大川弘雄君） 福祉部長。

福祉部長（今榮敏彦君） 自由に使えるということはないのです。これはあくまでも個人情報取り扱いになりますので、あくまで本人が意思表示をした上で、それぞれ行政も含めて各地域、団体の皆さんと情報を共有していくというたてりになります。ですから、行政はあくまでもこの間、いろいろ大きな災害が日本国中でありました。その上で災害対策基本法が改正されて、一定には緊急避難時に、いわゆる災害に遭われたかどうかの確認をしていくという大前提のもとにこういう要援護者の把握をしろというふうな大きな流れがある中で、行政は情報を持つ責任者として一定のリストをやはり整理をしておかなきゃいけないというたてりが一つあります。それと、行政は、市役所の職員が一人一人を援護するというわけには当然いきませんので、今までの過去の災害からそれは物語っておりますので、一定にはいろんな住民の方、団体の方と一緒にこの要援護者の方々を含めて避難をしていくというふうな大きな流れの中で、この情報を一定に整理をし、また地域の、先ほど委員がおっしゃられました地域のそれぞれの取組とひっつけていく作業がこれから重要になってくると。残念ながら、今、そういうひっつけていく作業がまだできてないのです。ですから、これはこの後の課題として、各地域と個人の承諾を得ながら情報を共有していくという作業にしっかり入っていかなくちゃいけない。それが要援護者に関わる個別計画の策定ということになりますので、我々としてもその辺はしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（大川弘雄君） 協本委員。

委員（脇本茂紀君） 結局、要援護者って誰なのかということも、ある意味でははっきりせんのですよ。要援護の対象者というのは、多分災害等の時に、いわば避難するのに援助を必要とする、あるいはその時に必ずその人は何らかの手助けがなければ助けることができない。そういう方についての課題を、そういう台帳を行政の方が持つということになりますけども、地域においても同様なことを把握しておかなければ、いざという時にその

人を避難させることができないということで、我々も、例えば避難訓練の時には全部の世帯の中にどういう人がおられて、この方は車椅子でないと動けませんよ、この方は背負っていかなくてははいけませんよとかということも把握をした上で避難訓練をしないと、例えば第一次避難場所までなかなか行けないということ自体がまず一番の問題ですよね。さらに第二次避難場所に行くにはこの人はこうすればいいというようなことを、地域は地域として議論していかなくちゃならない。そういう意味で、ある意味、確かにプライバシーの問題などいろいろありますけども、緊急の地域の避難対策を立てる際にもそのようなことに対する把握が必要になってくるし、逆に要援護者が誰であるかということも厳密にいわば調査する意味では地域の協力というものが必要になってくる。そういう相互作用の話なのですが、こういう予算が出ているというのを見て、はじめてこういうシステムがあるということがわかったので、是非そういう地域との協働のまちづくりなどの作用の中でこういうものが活用できれば、もっと内容が充実し、深まるのではないかと思いますので、御指摘を致しました。どうかよろしくお願いします。いいです。

委員長（大川弘雄君） いいですか。

それでは、災害対策費のうちの13番、災害時要援護者台帳システムの件は、ほかありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） これで終わります。

それでは、10番の教育費。306ページから318ページをお願いします。318、19ページ、青少年指導費の中の青少年指導等に要する経費。ですから、321ですね。321の上にあります、2番の部分。

井上委員。

委員（井上美津子君） 予算書の方には、尾三地区子ども会連合会の負担金というのが3万円あったということなのですが、今、子どもさんたちが減っているのもあるし、子ども会単位でいろんなことを、育成連合会というか、そういうものができたのですが、そういう活動がまだできているのかということも含めて、この負担金未使用のところが教えて頂きたいと思います。

委員長（大川弘雄君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（井上光由君） 尾三地区子ども会連合会の負担金3万円の未執行ということでございます。この尾三地区連合会の方の出席についてですが、市子連の、地域の方の

子ども会ではございますけど、なかなか出席される方がおられないということで、研修等の負担金ということの未執行があるという現状でございます。子ども会の運営と申しますのが、地域の子どもの数がどんどん減ってきている現状がある中で、活動がなかなか難しくなっているという現状がございます。未執行ということではございますが、以後、執行していくように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願い致します。

以上です。

委員長（大川弘雄君） 井上委員。

委員（井上美津子君） 子ども会育成連合会というか、連合会はまだ存在はしているのですか。

委員長（大川弘雄君） 社会福祉課長。

社会福祉課長（井上光由君） 子ども会連合会、当然活動はしております。役員会、総会等々行う中で、毎年行っている大きな行事と致しましては、年が明けまして子どもと保護者を対象にした活動として、創造大会ということで、広島大学の教育学部の生徒さんを講師にお招きして、工作物をつくるということを行っております。それは必ず毎年行う中で、一昨年までバンブー・ジョイ・ハイランドの方で行っていたのですが、昨年からは文化創造ホールの方で行うようになったということもありまして、参加者の方が大分増えてきたということでございます。以前ですと50名から60名だったのが100名近くになったということもございます。そういったこともございますので、今後において活動をしっかりしていきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長（大川弘雄君） ほか。青少年指導のところではありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、閉じます。

最後に介護保険特別会計に入ります。403ページから。これも一括でやらせて頂いていいですか。ページごとの方がいいですか。一括でやらせてください。

松本委員。

委員（松本 進君） これも同じく決算資料で、3ページに出させてもらっておって、こういうサービスとか施設の現行に戻すサービスをやっておられるのだけでも、実際のこの大きなメインは1番の特養ホームの待機者の実態も、これは毎回資料を出させてもらっています。下の3番目はサービスの利用率の問題なのですが、まず待機者の問題、これが

全部で418人中、在宅の方が148人とそのうち要介護3、政府がいろいろ厳しくしていますけども、特養ホームの入居基準から見ても、要介護3以上の人が70人弱おられるということで、繰り返し政府も介護離職ゼロという方針も出しておられます。私も竹原市の介護計画の見直しという質問をしました。そういった中で明確な答弁が頂けないといえますか、1歩でも2歩でも改善するという方向がなかなか見えないのです。ですから、ここで確認だけにとどめますけれども、こういった、少なくともだんだん厳しい入居基準だけれども、そういった厳しい入居基準で見ても要介護3以上の在宅者が70人弱おられるということに対して、一遍に70人分つくれというのはなかなか不可能にしても、5人分、10人分とか計画的に増やすことは、いろんな保険料との関係もありますけども、決して不可能ではないのではないかとということで、介護計画というのがあるわけですが、それを前倒ししてでもというのは結びつかないのかなという思い、意見についてはどうお考えなのか、聞いておきたい。

委員長（大川弘雄君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） 在宅でお過ごしになられている方々の御質問でございました。これも何度も答弁させてもらった経緯がございますが、施設が少ないということです。在宅で待機されている方、申し込んでから何年もかかりますけれども、そういった方々は、要介護3であっても介護サービスを利用されていない方もいらっしゃいますし、またショートステイであるとかデイサービス、そういった居宅サービスを使っている方もいらっしゃいます。また、家族の方の支援とか、地域の皆様の方の支援を受けながらいろんな形で過ごされていることと認識致しております。先ほど委員さんの方からも指摘がありましたけれども、施設サービスということを整理しますと、必ず保険料にはね返ってまいりますので、そういった部分に関しましては、今後慎重に対応していかなければならないし、また次期計画、第7期計画につきまして、来年度作成するというので、来年にはまた次の計画について厚生労働省の方から基本的な方針というのは定められていると思います。今回、いろんな方針、いろいろ今年度にも出てきておりますが、例えば地域包括ケアシステム等でありますように、地域で支えるということを明確に打ち出していらっしゃるというところがございます。施設を建てないというのではなくて、そういった中で需要と供給のバランスを見ながら、また保険料の動向も見る中で、最適な地域に根差した介護保険制度をつくり上げていくのが我々の使命だと考えております。今後におきましても、御指摘頂いたことを捉えながら、事業計画に生かしていきたいと考えております。

委員長（大川弘雄君） 松本委員。

委員（松本 進君） 市が、介護計画をつくる上でのアンケートをとっていますよね。是非あそこで介護者の思いとか、介護される人の思いとか、そこの気持ちを真摯に受けとめてもらいたいなど。そういう部分は今ちょっと指摘せざるを得ませんよね。だから、本当に介護する、老老介護の人、本当に年配の人がやっている。相当若い人の分でも、この間テーマで、60歳未満の人もいるわけですから、政府では離職者ゼロで、私も質問しましたけども。だから、そういった介護される思いとその家族の状況などを、アンケートにあるわけですからきちっと前向きに酌んで頂かないと、これ以上放置することはもう許されんと思うのです。その指摘だけはしておきたいのと、あとはこういうサービスの利用率についても、これもやっぱり一向に改善されていないというのは、在宅の要介護5、最もサービスが求められる人の分でも限度額の52%しか使ってない。それはもう家族が本当に献身的に対応しないと、しておられるとしかも言いようがない状況、それは介護のアンケートの中にもありますよ。ですから、確かにここの部分は在宅介護で、そのまま52が60とか70とか、本来使いたくても負担に係る問題が出てくるわけですから。これが1割でも、今度はこれを2割も上げようという考えもあるじゃないですか。だから国との関わりで全て市が対応しなさいとはよう言わないけども、しかし竹原市としてもきちっとこういう在宅サービスの利用状況をしっかりつかんで、やっぱりその関係機関に明確に働きかけないと、本当に介護する人の負担というのは大変な状況になると。それは、私の方が直接身内の関係でありましたけれども、働きながら介護をする人がおられたら、仕事をやめるか、そういう預けるところがなかったらやめざるを得ないわけですから。これはもうどこも深刻ですよ、やっぱり。是非、このサービスの問題についても、本来負担の軽減が大きなネックというのは明らかなので、その見解だけをちょっと求めておきたいと。

委員長（大川弘雄君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） サービスの利用率でございます。

住民の皆様のサービス利用につきましては、当事者と御家族の方が中心になり、また担当のケアマネジャーであるとか事業者、こういったものの中で、時には我々も入って介護サービス、この方にどのような介護がどれだけの量が必要かというものを相談する中で決めております。主にはケアマネジャー、当人の方々に決められますけれども、我々と致しましては、特にこういったものに制限をかける等という考えは全くございません。とにかく必要な方に必要な質の必要な量のサービスを提供したいと考えております。また、ケア

マネジャーとの会議、定期的に行っておりますけれども、今御指摘頂いたようなことをちゃんとそのような会議の方でもまた今後とも伝えていきたいと考えております。

また、離職の問題でございますけれども、これ、2つございますけれども、御家族の方が介護の必要から退職される方といったものであるとか、また施設にお勤めの方が離職をされる方といったことがございます。この2点につきまして、相当重要な課題としてのしかかっているというのは実感しております。特に在宅でされる場合の介護される方の御苦労については、大変よく理解しているつもりでございます。いろんなサービスを駆使して、そういった方々の負担の軽減につながるようになっていきたいと思っております。今回、第6期の事業計画では、例えば24時間対応型の訪問看護等、始まりました。そういった形で、その時々に応じた施策が講じられるものと考えておりますので、我々と致しましても最適な事業を選択できるよう努めてまいりたいと考えております。

委員（松本 進君） 終わります。

委員長（大川弘雄君） 道法委員。

委員（道法知江君） お疲れのところ申しわけありません。ページ数で言いますと416ページの介護予防福祉用具の購入費のことです。この年度というのは保険料の改正もあって、その中において保険料の収納率は99.4%、ほとんどの方がしっかりとお納め頂いているのではないかなというふうに感じております。その上でなのですけれども、3月の時の予算の時もお願いしたのですが、福祉用具とか住宅改修の支給方法、償還払い、受領委任払いということで、それはせめてどちらかを選択できるような方法はないのかということをお願いさせて頂いたと思うのですが、その後検討はされているのかどうか、お伺いしたいと思います。

委員長（大川弘雄君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） 4月にこちらに参りまして、委員の方から御指摘を頂きました。その後、私と致しましてもいろいろ調べさせて頂きましたが、そういったことを施行している市町が多々あるように記憶致しております。その件につきまして、それを実際我が市で導入可能かどうかにつきましては、今検討致しているところでございます。おっしゃるとおり、利便性に関しましてはそういった受領委任払いの方が皆様にとっては有利であるということも実感致しております。また、いろんな調査をしてまいりますし、また来年度事業計画策定につきましても、先ほど御質問ありましたように、アンケート調査等行っていく予定にしておりますので、そちらの方でできることであれば調査をしながら、

可能であれば取り入れていきたいと考えております。

委員長（大川弘雄君） 道法委員。

委員（道法知江君） 心身に障害というか、機能が低下して、それでいて要介護の、日常生活を在宅でというような方が、どうしても福祉用具の購入費となるとどうしても立てかえをしないといけないとか、銀行に行って借りないといけないとかという、実際のそういう声を聞きますと、何とかどちらかを選択できる方法をとすることは進めて頂きたいなと思います。3月の予算の全体質疑の時に私も質問させて頂いた市長の答弁では、課長、幹部とすり合わせをして、できるだけ趣旨に沿った対応ができるよう努力していきますという前向きな御答弁を頂いておりますので、是非新年度においては前に進めて頂けるような方法を検討して頂きたいなということを要望して終わりたいと思います。

委員長（大川弘雄君） いいですか。

ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

健康福祉課長（塚原一俊君） 委員長，答弁漏れの部分を説明させて下さい。

委員長（大川弘雄君） 答弁漏れの部分をお願いします。

健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） それでは、順次御説明申し上げます。

155ページをお開きください。

155ページでございますけれども、発達障害児の支援体制につきまして、どのくらいの対象者がいるかというものでございますが、平成27年度の相談件数が16名ということになっております。これは公立保育所6カ所、訪問している中での対象者数ということになっております。

続きまして、163ページをお開きください。

8の介護予防拠点施設管理に要する経費でございますが、修繕料のお話でございます。ふれあいステーションただのうみとふくしの駅でございますが、まず1点、ふくしの駅のエレベーター等部品交換でございますが、これに88万4,520円でございます。また、ふれあいステーションにつきましては自動ドア、こちらの修繕に31万1,688円、同じくふれあいステーションで天井の照明、16万7,400円を修繕致しているという内容でございます。

続きまして、199ページをお開きください。

健康診査に要する経費のうち、中段でございますが、各種がん検診の委託料、肝炎ウイルスの委託料と中段でございますけれど、がん検診につきまして、まず人数と受診率を御説明申し上げます。肺がん、胃がん、大腸がんですが、これは対象者数がそれぞれ1万417人でございます。うち肺がんの受診者数が1,884名で18.9%の受診率、胃がんが661名の受診者で0.3%の受診率、大腸がんが2,245名で21.6%の受診率でございます。

また、子宮頸がんにつきましては、対象者数7,285名のうち受診者937人で24.9%、乳がんにつきましては、対象者数6,368名で受診者数798名、受診率で22.8%の受診率という内容でございます。

もう一点、肝炎ウイルスでございますけれども、これは40歳以上の市民を対象に市内医療機関にて受診を致しております。平成27年度、B型肝炎の受診者数は480名でございます。累計受診率は23.2%ということになっております。

以上でございます。

委員長（大川弘雄君） ほか残りはないですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（大川弘雄君） それでは、以上をもちまして市民生活部、福祉部関係の集中審査を終了致します。

次回は、23日金曜日10時から建設部の集中審査を行います。

以上で第3回決算特別委員会を終了致します。

御苦労さまでした。

午後2時53分 散会